

700

119



* 0011758000 *

0011758-000

700-119

法窓雜記

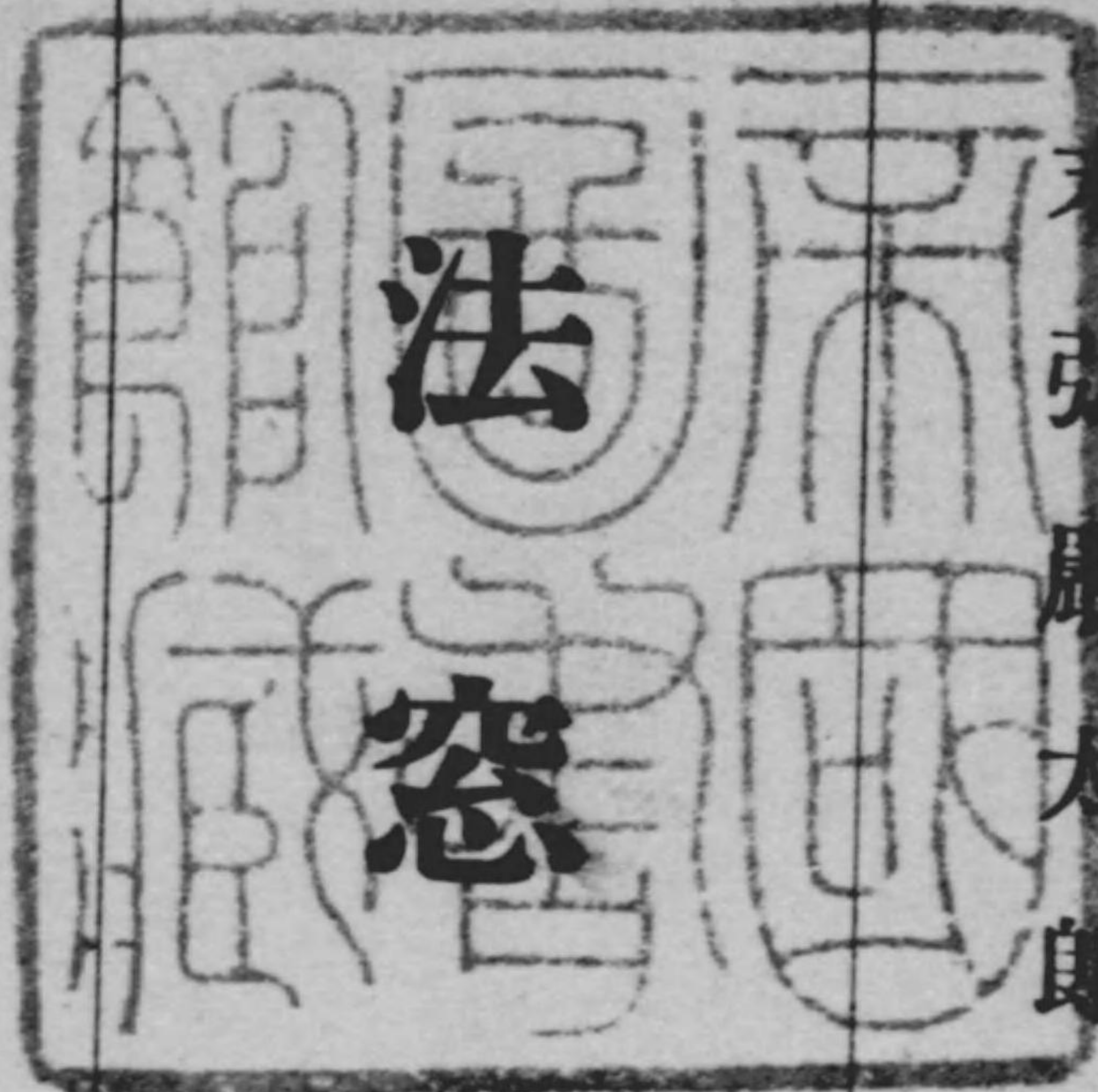
末弘巖太郎・著

日本評論社

昭11

ACA

25. 6. 15



末弘嚴太郎著

雜記

日本評論社版



700-119

はしがき

本書は主として「法窓漫筆」以後一般雑誌に発表した論説・感想・隨筆等を収録したものであるが、其内「法律時觀」は法律時報創刊以來同誌の爲めに書いたものゝ中から特に一般向きと思はれるものを選び出したものである。

著者

本書は主として「法窓漫筆」以後一般雑誌に発表した論説・感想・隨筆等を収録したものであるが、其内「法律時觀」は法律時報創刊以來同誌の爲めに書いたものゝ中から特に一般向きと思はれるものを選び出したものである。

はしがき

著者

目次

法窓雜記

- 一 教育と職業……………一
- 二 人は永遠に神を作る……………一〇
- 三 大學の自由……………一八
- 四 動と反動……………二三
- 五 試験の價値……………二九
- 六 進歩と傳統……………三六
- 七 認識不足……………四〇
- 八 矛盾の價値……………四二

九 轉 向…………… 四七

岐路に立つ我労働法…………… 五一

非常時と労働法…………… 六五

退職手当と退職積立金法案…………… 七五

小工業と労働法…………… 九九

市電爭議雜感…………… 一二五

農村更生運動と小作法…………… 一二七

著作権は差押へ得るか…………… 一四三

社會時評…………… 一五七

一 天災と救護…………… 一五

二 母子扶助法…………… 一六

三 競技會と入場料…………… 一六九

四 帝人事件と司法權の威信…………… 一七一

五 飲酒道德…………… 一八〇

六 地方官の大更迭…………… 一八四

七 教科書の誤謬指摘…………… 一九一

八 オリムピックの問題…………… 一九七

九 會議の精神…………… 二〇四

一〇 名家令嬢の家出…………… 二〇九

一一 野球リーグの問題…………… 二一四

一二 娼妓取締法案…………… 二一九

一三 農業關係法案丸潰れ…………… 二二二

一四 警視廳のギャング狩 二二三

一五 文部大臣の訓示 二二六

一六 櫻 二三〇

車 上 偶 語 二三三

一 老 農 の 話 二四一

法 律 時 觀 二四七

一 收賄罪に關する雜感 二四八

二 交通機關と公衆の安全 二五三

三 國家試験の試験科目 二五六

四 陪審法に對する一の疑ひ 二六〇

五 ローマ字投票とハイフンの問題 二六五

六 無盡業法を徹底的に改正せよ 二六九

七 裁判官は辯明しない 二七四

八 私學財團主義に對する疑ひ 二七六

九 司法警察と新聞紙 二八一

一〇 辯護士と調停法 二八四

二 學位令の改正 二八七

三 試験と不正行爲 二九一

三 怪文書取締法案 二九四

一四 下級官吏と法學的素養 二九六

役に立つ教育とは何か 二九九

入學難と就職難 三〇九



記

法
恣
韻
國

一 教育と職業

私は先日一人の未知の青年から次のような手紙を貰つた。

拜啓私事本年満二十歳になる青年でありまして現在××市×××株式會社の一職工であります。僻遠の地九州の片田舎で中學校卒業後間もなく宿望の官吏を目的に苦學の手段を取るべく上京し現在の職工となつて居ります。生活に苦しみ乍ら二回目の新學期を迎へまして苦學を遂行すべきか現在の職業に忠實に勤むべきか人生の岐路に立ち去就に迷つてゐます。現在の仕事は××の×××××を作る工場で×大×學部御出身の×學博士××××と言ふ方の下で研究兼實際の勞働に従事致してゐます。××氏は私個人を善く御存知の上職工として一生工場で働く様に勧めて下さいますが現在の情勢にある一職工として終る事を考へますと淋しい感じが致します。十二時間勞働も不服ではありません、反つて生産的の仕事に従事してゐる私達の仕事を續行し勞働者階級をして明る朗かに向上させる事は多

大なる見識と修養が必要と思ひます。一方多年の宿望でありました苦學の方法は×大夜間部法科の願書を呈出するまでになつてゐます。卒業すれば高等試験の豫備試験を免除せられます。勉強して裁判官として又は法律に關した仕事をなし社會を明るくする仕事に従事するか苦んでゐます(下略)。

私はこう言ふ個人的の身上相談を受けても、一般的には責任をもつて自信のある返事をすることが困難だから、原則としては返事を出さないのを例としてゐる。所が此青年の場合には手紙が如何にも立派に書かれてゐるのに心を惹かれ、又一には私が平素教育に關して考へてゐる事に極めて密接の關係をもつた事柄について適切な質問をされてゐる爲めに、慣例を破つて早速返事を出した。返事の内容は今まゝ職工生活を續けてゆけと言ふに在るのであるが、今までのように職工生活を他の生活を得る爲め的手段と考へずに、職工生活そのものに全生命を打ち込んで先づ第一には技術的に秀れた職工になるように努力すべく、進んでは現在従事してゐる仕事に必要な科學的智識の吸収に力め將來は技師として第一流の人になる位の覺悟を以て學問的精進を爲すべきであると言ふようなことを書いたのである。

私がこう言ふ趣旨の返事を書いた精神は勿論決して安きを求めて現状を維持すべきことを勧めるにあるのではない。嘗て明治の時代に学校教育殊に法學教育を手段として幾多の人々が所謂「出世」をした、その同じことを今でも多くの青年と彼等の両親とが夢見てゐる。そうして全く事情の變つて仕舞つた今日尙昔と同じようなことを志して無意味に澤山の有爲な青年が高等の學校教育を受けようとしてゐる。此現状を私は根本的に間違つてゐると考へてゐる。それをどうにかしたいと言ふ其氣持が此青年に對する返事を書かせたのである。

現在吾々の同胞は學校に對してあまりに大きい信頼をもち過ぎてゐる。學校はそれ自身決して理想的な教育機關ではない。唯最小の經費を以て成るべく多數の人々に良き教育を興へ得ることが此機關の特徴である。此故に急速に多數の文化的技師を養成することを必要とした明治時代に學校が教育機關として大に其價値を發揮したのは當然であるが、社會的情勢が全く變つて仕舞つた今日同じ教育機關を而かも愈々大規模に維持し經營してゆくことに果してどれだけの社會的價値があり得るのであらうか。無論今後と雖も技師に相當する人物を養成すべき高級の教育乃至研究機關は大に必要である。けれども今迄と同じような方法で無暗

矢鱈と學士を粗製濫造するような教育設備は今や全く不必要になつたのであつて、さればこそかくして大量的に生産された學士が就職難に苦むのである。此故に大學其他の高等教育機關一般に根本的の改革を施すことは刻下の急務であるが、同時に今でも尙多數の青年がこれと言ふ特別の考もなしに唯漠然と惰性的に此種の正に改革を要すべき高等教育機關に入つて來ることに對しても亦大に戒告を與へる必要がある。世の中の人は多く社會事情が此所まで變はつて來てゐることに氣付かないで、依然として従來と同じような考で子弟を大學に送つてゐるけれども、これによつて與へられる結果が決して父兄の豫期するやうなものでないことは火を見るよりも明かである。今私に手紙をよこしたやうな青年がこれから苦學して入らうとしてゐる某々大學にしても、それが正に社會の要求するやうな人物を養成してゐるならば兎に角、實際は既に社會的に無用とされてゐる人物を大量的に粗製濫造してゐるに過ぎないのである。無論此粗製濫造の間から少數の優秀者も生まれて來るけれども、苦學をしてまで此僅かな機會をねらふのは決して賢明ではない。昔は苦學をしてでも大學を卒業すれば必ず世の中の歡迎する人物になることが出來た。然るに今ではこれと實質的には同じ人物にな

り得ても、世の中はもうそうした人物を必要としないようになってゐるのであつて、今や學士は多數の求人者にとつて一種の贅澤品たるに過ぎなくなつたのである。此故に苦學をしてまでも大學を卒業しさへすれば何とかなるだらうと漠然考へるようなことは此際最も慎むべきことであつて、父兄も青年も此間の事情を十分に考へる必要がある。

私の考では、何故に智識が必要であるかを知つてゐない者に智識を授けることは不可能である。一通りの教育を受けた上で實生活に入り、其生活の経験から或る智識の必要を體驗的に痛感した者こそ教育を受けるに適した人間である。唯漠然と試験を受けて資格や稱號を得ることだけを考へてゐるやうな人間に本統の教育を施すことは出来ない。例へば語學教育にしても、一度語學の必要を痛感するような地位に置かれた人間に之を施すことは容易であるけれども、現在のやうな學生を相手にする限り語學教育の大部分は徒勞に過ぎないと思ふ。私は嘗てあと一二年で大學を卒業すべき學生の中特に希望するものに對してフランス語を教へたことがある。一週間僅に二三時間一箇年の教育を施したに過ぎないにも拘らず其成果は豫期以上であつて殆どすべての學生が先づ普通の法律書を讀むには事を缺かない程度になつ

たのである。此結果は専ら教育を受けようと欲する學生自らが熱心に具體的な智識慾をもつてゐることによつて得られたのであつて、これを考へたゞけでも具體的の智識慾をもたないものに教育を施すことの困難若しくは無意味であることを知ることが出来ると思ふ。

今私に手紙をよこしたやうな青年にしても、かれが職工としての體驗から眞に例へば物理學や語學の必要を感じたならば、現に職工をしてゐるまゝでも之に適切な教育を施すことは極めて容易であると思ふ。否かくの如く體驗的に智識慾をもつたものこそ眞に教ふるに足るのであり教へ甲斐があるのである。唯現在の工場會社等にはかくの如き特志の青年を教育すべき特別の施設がない。又かくの如き青年の智識慾を満足せしむるに足るべき社會的教育施設も全く缺けてゐる。その爲めに一旦職工や下級店員になつた以上如何に有爲な人間でも高級な智識を得る機會を見出し得ないのが現在の實況である。今の青年の場合にしても例へば其××博士が彼に向つて特に個人的に智識慾滿足の機會を開いてやつたならば、彼は將來に非常な光明を認めて大に學問的努力をするに違ひない。そして立派な職工否技師にまでもなれるに違ひないと私は考へてゐる。

デンマークの國民高等學校が異常な教育的効果を擧げてゐるのはかくの如き具體的な體驗に基く智識慾を有する青年のみを教育の對象としてゐるからである。此意味に於て、私は一面に於て現在の工場會社や商店の中大規模なものに於ては此新しい意味に於ての徒弟教育乃至補習教育を實施せんことを希望してやまないものであるが、同時に國家が此種教育施設の完備に力を盡して普通教育を受けた程度の青少年が喜んで職工其他實務の下働きになれるやうに工夫することが刻下の急務であると思ふ。大學専門學校乃至は中學校の制度を現在のまゝにして置いて、實業補習教育や社會教育を補充的に行つてゐるようなことではいけない。教育を全體的に考へなほして、青少年のすべてが普通教育から職業へ、そして其の中或るものが職業から否職業に従事しつゝ、高等の教育を受け得るような仕組を考へることが刻下の急務である。此仕組が出来ない限り、青少年自らや父兄が如何に私と同じような氣持になつてくられても其氣持を實行に移す機會が與へられないのである。

文部省は今や教育制度の根本的改革を計畫してゐることであるが、どうか其計畫が今まで屢々行はれたような中途半端なものに終はらずして、我國現在並に今後の社會事情に即

した根本的な改革を實現する所まで徹底して欲しいと思ふ。(昭八・五)

二 人は永遠に神を作る

國民の遵法精神を涵養することは國家の存立上極めて重要な事柄である。爲政者が遵法精神の涵養を忘れて濫りに唯命令し規律するとき、徒に刑のみ行はれて法行はれざる最もいまはしき社會状態が生まれるのは當然であつて、刑は刑なきを期するを以て其理想とする以上爲政者の常々最も心すべきは遵法精神の涵養でなければならぬ。

然らば如何にせば國民一般の遵法精神を盛にすることが出来るか。此點について古來行はれてゐる考方に二種類ある。其一は學者によつて君權神授説若くは神權説と名付けられてゐるものであつて、法の權威の窮極的根據を神に求める考方である。即ちすべての法の根源を神意に歸する考方である。此考方について故穂積陳重博士も其遺著「神權説と民約説」の中で「國家統治の主體は神であつて、其客體は國土及國民より成立する團體であるといふ考を神權説といふ。この考には、君は即ち神であるとするものが有り、或は君は神の代表者であ

るとするものが有り、又或は君は神より統治權を授けられた者であるとするものが有り」と言ふ説明を與へ(三三頁)、且こつ言ふ考方の根據に關して「要するに、原始的社會に於ては、人の最も畏敬するものは神であつて、神の意は即ち人の行爲の規範と爲り、之に背くものは忽ち神罰を蒙るものと信じたのであるから、國家の體制の未だ定まらざりし時、又は國家の初期に於ては神意を以て人民行爲の規範とするのが最も有效である。或は人民が一般に神意を怖れて或規範が行はれるに至り、或は支配者が神意を假りて人民を御することも有つたり、又後ちに至つては、神の造化力又は萬物を支配する力有るを信じて、之を總べての法の根源と爲すに至つたものである」と言ふ説明を與へてゐる(九頁)。

次にもう一の考方は學者が一般に社會契約説若くは民約説と名付けるものであつて、法の權威の窮極的根據を人民の意思に求める考方である。穂積博士はこれに關して「法の原力を個人の意思に歸し、法は人民の合意に起因し、法規は人民の約束條項であると爲すものは民約説である。民約説に據れば人類の原始的な生活状態は自然状態であつて、各人は自主獨立、毫も政治的羈絆を受けることがなく、人類が此自然状態より脱して國家的な生活状態に移り、

君を立て、法を作るに至つたのは、全く此自主獨立なる人類の自由意思の合致に由るものである。故に國家は人類の契約より生じたものであつて、國家百般の制度も皆人民の合意に基づくものであるとするのである」との説明を與へ(九三頁)、且「文化進み人智開けて、人民が法の社會力たるを自覺するに従つて、或は人民中の貴族階級、智識階級が法の制定にあづかるに至るものであるが、後に至りては一般人民の立法に關する代議制が行はれ、人民の立法權代表の範圍も文化の上進とともに漸く廣まり、竟に普通選舉法が行はれ、又人民發案權(Initiative) 人民議決權(Retardum)をも認むる事さへ有るに至るのである。又理論に於ても「ルーソー」「ロック」などの如く、法は人民の約束であつて法規は其約束條項であるといふが如き説さへ出る様になるのである」(一〇頁)と言ふて、神權説と民約説との間に前者より後者への進化論的發展が行はれたのであると説いてゐる。

かくの如く文化が進み人智が開けるにつれて、今まで神に根據を求めて法の權威を説明して満足してゐた人間が新に其根據を人民の自由意思に求め民約に求めるに至つたと言ふ考、即ち神權説と民約説との間に前者より後者への進化論的發展が行はれたと言ふ考は從來人々

の一般に信ずる所であつて、ヨーロッパの中世より近世への歴史的事實は如何にも其考方を自然らしく吾々に教へ示してゐる。惟ふにヨーロッパ封建制の没落過程に於て行はれた神の權威其他あらゆる他律的なるものゝ失權と人文主義の勃興其他すべて自律的なるものゝ興起とは宗教藝術經濟法律其他あらゆる方面に著大な變革を惹起したのであつて、此間に行はれた民約説の發展も畢竟は法の權威が最早神權的なるものによつて支持されることが困難になつた爲めに行はれたのであつて、それが結局「人」による「人」の支配に外ならないデモクラシー政治の爲めに法の權威を基礎付ける理論として大に役立つたのである。そうして此結果民約説的なものゝみが今後に永く其支配を續けるであらうと言ふ感じを一般人に與へてゐるのである。

しかしかくして神權説は今後に向つて永久に亡び去るものであらうか。神權説より民約説への變遷を文化が進み人智が開けるに伴つて起る必然的發展なりと説く人々はすべてかくの如くに信じてゐるらしい。けれども古今の事實についてつぶさに人間の爲す所を觀察すると吾々は此種の考方の正當さに對して可成りの疑を抱かざるを得ないのである。何故なれば、

人智が進むにつれて段々と神的なものを信じなくなるものゝように何となく一般に考へられてゐる人間が案外にも自らあらゆる機會に神様を作つて之に依頼するが如く振舞つてゐるのを見逃がすことが出来ないからである。一般に最もデモクラシー的な國なりと信ぜられてゐる北米合衆國に於てすら、人々は大統領を神的なものにする爲めに色々骨を折つてゐるのであつて、歴代のアメリカ大統領がすべて如何にも傑出した人物なるが如き感じを一般に與へるのはそれが爲めだと言はれてゐる。彼國の政黨は絶えず將來の大統領候補者たるべき人物を物色して、若い内から相當の要職につかせ、あらゆる方法によつて其人氣を作り、終にそれを神の如く傑出した人物にまで作り上げて大統領候補者たらしめるのである。だから歴史上大統領中眞に優れた人物は三四を數へるに過ぎないと言はれてゐるにも拘らず、其他の大統領でも少くとも在職中は例外なく非常に傑出した人物であるような外觀を呈するのであつて、それはすべて政黨のお芝居の結果に外ならないと言はれてゐる。しかし此政黨のお芝居を單なる政争の爲めの術策なりと考へるのは短見であつて、人間が同じ人間を大統領として最高權威者の地位につかせる以上無理にもそれを神様にすることを人間そのものが欲するの

だと私は考へてゐる。同じく他人の統制に服するのならば成るべく立派な優れた人間の統制に服したいと考へるのは人間通有の性情であつて、それが爲め被統制者自らが統制者を神にまで作り上げるのである。

一體人間の心の中には、自由獨立を欲する強氣な氣持と他人に頼つて安全を希ふ弱氣な氣持とが相戦ひつゝ併存してゐるのであつて、或時には前者が力強く働き又或時には後者が勢を得るけれども、一方が段々に發達するにつれて他方が永遠に亡び去るやうなことは絶對にないと私は考へてゐる。自由獨立を欲する強氣な氣持は民約說的な政治理論に共鳴し、デモクラシー的な政治を喜ぶ。そう言ふ氣持が支配する世界からは神も姿をかくし、英雄も亡びて、人々は皆自ら自らを支配することの歡喜に燃えるのである。之に反して安全を希ふ弱氣な氣持は神權說的なものを喜び迎へる。此氣持の支配する世界には神が姿を現はす。英雄が生まれる。人々は神の攝理に服し、英雄の統制に服することを喜ぶ。だから我國を例にとつて考へても、デモクラシー的氣運が盛んであつた明治の終はりから大正にかけては英雄は最早永遠に現はれないと言ふ感じを皆人が抱いてゐた。其同じ人々が、政黨政治に對して多少

とも不満を抱き不信を感じるようになると、自ら自らを治めることを喜ぶよりは寧ろ何とな
く彼等の上に力強く統制を行ふべき英雄の出現を待望するような氣持になるのであつて、大
正の頃デモクラシー理論に血を沸した青年學徒等が、今では何となく先生の教へてくれる代
議政治の理論の中に多少の偽瞞性を感じて左にせよ右にせよもつと力強い政治理論を要求す
るような氣持になるのも蓋し同様の現象に外ならないのである。

人々は人智が進み文化が開けると永遠に神が此世から亡び去つて人間の叡智と自由意志と
のみが支配する世の中が生まれるように何となく信じてゐるらしいけれども、實を言ふと亡
び去るものは神ではなくして神の形式である、甲の形式の神は亡びても其跡には又乙の形式
の神が生まれるのである。かくして人間は永遠に必要に應じて神を作るであらう。そうして
其神が今後も永く政治の力となつて吾々の上に君臨するであらう。此意味に於て私は神權説
から民約説への進化論的發展を信じてゐる在來一般の考方に對して深い疑問を抱いてゐる。
従つて國民の間に遵法精神の涵養を計るについても今後尙永く神の政治的作用が重要性をも
つことを忘れてはならないと信じてゐる。

賢明なる小學校の先生方は児童の間に規律を作る爲めに二の方法のあることを知つてゐる。
其一は児童に自治を許し自治の形式によつて自ら自己の規則を作らしめることであつて、此
方法をとると児童等は其規則を自らの自由意思による約束であるといふ感じを抱いて自重自
ら之を遵守することを力めるのである。しかしこれだけが決して唯一常に適當する規律方法
ではない。時宜によつては先生自らが統制者として命令せねばならない。しかし其場合には
先生が児童等にとつて神であることが必要である。従つて自ら神としての力に不足を感じる
先生方は國の法律であるとか校長先生の命令であるとか——児童から考へて——より多く神
的な力を援用して児童に命令する必要を感じるのであつて、此卑近な一例を考へたゞけでも
民約説的なものと神權説的なものとが互に鬭争しつゝ而かも其いづれも永遠に其政治的作用
を保持すべき理を理解することが出来ると思ふ。(昭八・六)

三 大學の自由

18

自由は相對的概念である。それは何物かに對する反抗、何等かの拘束からの解放としてのみ其意味をもつことが出来る。近代の所謂自由主義の如きも其以前の他律的な世界との對立に於てのみ其正當な意味を理解することが出来る。

更に制度として法律的なものとして自由を考へると、それは何々を爲し得ると言ふ積極的概念ではなくして、何々を爲しても違法でない、法律的制裁を受けることがないと言ふことを意味するに過ぎない。

大學に自由があるかどうかの問題も自由をかく考へてこそ初めて之を正當に考へることが出来る。そうして私は大學は其本質上自由であり社會は之に自由を保障すべきであると考へてゐる。それは恰も司法官の地位を保障することが司法權をして其本領を遺憾なく發揮せしめる爲め絶對に必要であると同斷である。世の中が大學と言ふものを認める以上官立私立

の別を問はず之に自由を保障してこそ大學は其本領を發揮し得るのであつて、之に自由を認めない位ならば大學は寧ろ斷然之を廢止すべきである。

從來吾國の大學にも自由は保障されてゐた。それは教育機關としても他の一般教育機關と違つて特に自由なものとして取扱はれ、官立大學の教授も他の一般官吏と違つて特に自由なものとして取扱はれて來た。其自由は決して法律的に形式的保障を與へられたものではなかつたけれども、永い慣行は何と言ふことなしに此自由を認めて來た。吾國の大學がかくの如き自由を獲得するに至つた徑路を過去に溯つて考へて見ると其所には幾多の鬭争がある。東京帝國大學にも京都帝國大學にもそれ／＼其鬭争の歴史がある。そうして今の自由は畢竟其鬭争の結果獲得されたものに外ならないのである。然し其鬭争の結果得られたものを永年に互つて文政當局者も之を事實として認め世間も亦之を當然なりとして黙認して來たのは何故か。大學だけが文政當局者の制定する教授要目的なものゝ制限を受けない、特に官立大學に於ける教授の任免は實質上各學部教授會の手によつて行はれてゐる。これは一體何故であるのか。之を唯永年の慣行であると言つただけでは説明にならない。大學はやはり自由にして

置いた方がいゝと言ふ氣持が暗々裡に人々の心の奥底にあればこそかくの如き自由が永年に互つて認められて來てゐるのである。然らば何故大學は自由にして置いた方がいゝのか。

私は其理由を、大學は本質上社會に於ける理智の表現者であることに求むべきであると思ふ。力の横行する社會に平和を作る爲め正義の表現物としての法律、正義の表現者としての裁判所を必要とするように、そうして人々お互に法律の權威を認め司法權の獨立を尊重することによつて平和の確立を求めてゐると同じように、無智と無理とが力をなして横行し易い世の中に高く理智を標榜して社會の正常な進歩を指導する所に大學の使命があるのであつて、かくの如き使命があればこそ成るべく之を制限的拘束の外に置くことが要求されるのである。

卑近な例をとつて説明すると、大學は謂はば御意見番のようなものである。御意見番と言ふものは時に殿様のお氣に召さないようなことも言ふものである。しかしさらばと言つてすぐお手打ちにして仕舞つてはならない。殿様の行動を適正ならしめる爲めには、時にはお氣に召さないことを言ふうるさい親爺ではあるが、やはり大事にして置く必要がある。それと同じように社會が徒に古きに捉はれて停頓するとき之に進歩を與へるものは大學である。社

會に或種の力がはびこつて無理押しをしてゐる場合其無理であることを指摘して社會に平衡を作るのも大學の仕事である。従つて大學のかくの如き言動は、時には社會の或方面の人々の氣に入らないようなことがあるであらうが、さらばと言つて直ぐ大學をお手打ちにして仕舞はうとするのは間違ひであつて、世の中が正常に進歩し平衡を保ち得る爲めには、やはり御意見番としての大學の存在を認め、成るべく之に自由なことを言はせるようにして置く必要があるのである。

無論御意見番は自重しなければいけない。御意見番である重い地位を笠に着て勝手なことを言ふようでは反つて御意見番としての權威が失墜する。それと同じように大學は自由であればある程自ら慎む必要がある。そうして自ら慎めば慎む程其自由と權威とが擴大するのである。だから大學が自由を濫用することは大學自ら其自由を抛棄することを意味するものと言はねばならない。大學の自由は大學自ら日常の行爲によつて之を守らねばならない。しかしさらばと言つて、大學が自卑自屈に陥り徒に權勢に媚び利權に阿つて、必要な場合斷然立つて理を語り智を説くだけの勇氣をもたないようでは到底大學の使命は果されない。そんな

大學は恰も殿様の御機嫌ばかりをとつてゐる御意見番と同じようなもので、特に大學として存在すべき何等の價値もない。

こう言ふ風に考へて見れば、今更大學令がどうの官制がどうのと角立つたことを言はずとも、大學の自由の意義も又其の限界も理解し得るのではあるまいか。大學だから絶對自由でなければならぬと言ふような書生論が成り立たないのは、勿論、大學に自由も糞もあるものか愚圖々々言ふならぶつつぶして仕舞へと言ふような暴論も成り立たない。御意見番はやはり御意見番らしく振舞ふ必要があると同じように、殿様も御意見番は御意見番として尊重するだけの雅量をもたねばならない。それでこそ御家は繁昌するのである。(昭八・七)

四 動 と 反 動

各國にそれ／＼其國特有の文化があることは素より言ふを俟たない。けれども或る一國に於て價値を主張し得る文化は決して其國特有の文化のみに限るのではなくして、外國的な乃至は超國家的な文化も亦同様に價値をもつことが出来る。無論外國的乃至超國家的文化の華しさに眩惑されて自國文化の尊むべき所以を忘れて仕舞ふのはよろしくないけれども、さうらばと言ふて自國文化の重んずべき所以を強調するの餘り不必要の程度まで排外的になつて外國的乃至超國家的文化の價値を全部的に否定せんとするが如きは甚だ愚かである。所が現在吾國には、從來餘りにも自國文化の價値を輕視するものゝ多かつたことの反動として、自國文化の價値を強調するの餘り今度は反對に餘りにも甚しく外國的乃至超國家的文化の價値を蔑視しようとする悪い風潮が盛になりつゝある。

實際猫も杓子もタキシードを着込んでジャズに浮かれてゐるのを見ると、荒木陸相でなく

とも、少し盆踊でも踊れと言ひたくなるのは人情である。しかしさらばと言うて、浪花節は國家的で大によろしいが、ベートーヴェンのシンフォニーなどは外國的だから排斥すべきだなど言ふのは愚の骨頂である。所が今吾國にはその愚な傾向が相當盛になりつゝある。かくの如きは吾國をして人類全體の絶えざる生活的努力の成果たる文化の外に孤立せしめようとするものであつて、徒に吾國を小さく固まらせようとするもの、吾國をして世界的に大ならしめる所以では斷じてあり得ない。

明治此方吾國は世界の仲間入りをする爲めに自ら進んで大に外國的乃至超國家的文化を攝取消化することに努めて來た。そうして其努力が相當に成功したればこそ吾國現在の地位を築くことが出來たのであつて、若しも幕末に於ける攘夷が本統に攘夷であつたならば現在の吾國は決してあり得なかつたに違ひない。無論かくの如き外國的乃至超國家的文化の吸收過程にあつてはとかく自國文化の尊さを忘れる極端な拜外主義者が現はれ勝ちであるけれども、かくの如き極端者がいけないからと言うて外國的乃至超國家的文化そのものまでをも全部的に排斥しようとするのは是れ亦素より間違である。極端な拜外者が不都合であると同じよう

に極端な排外者も亦非難されねばならない。

所が實際世の中の進化してゆく過程を歴史について考へて見ると、とかく右からも左からも極端者が出易いのが現實であるらしい。殊に右の極端者が極端に走れば走る程左の極端者は又一層極端に走るものであるらしい。それは丁度櫓で舟を漕ぐやうなもので、舟を早く進めようとする場合には面舵をしつかり押へると同時に取舵を十分引く必要がある。面舵取舵それ／＼を切り離して見るといづれもそれだけでは何等舟を進めるには役立たないように見えるけれども、両者がそれ／＼有効局限を守りつゝ其局限まで十分働くときに舟は最大の速度に達するのであつて、世の中の進化も言はゞ同じような理窟で行はれるのである。唯お互に戒めねばならないのは有効局限を越えて無暗に面舵をとつたり取舵をとつたりすることである。そう言ふことを無制限にやらせて置くと舟は終に轉覆して仕舞ふ。

今から考へて見ると、世界大戰の終はり頃には随分極端なことを言ふ人間が澤山ゐた。恐らく吾國社會進化の波が明治此方最も極端に傾いた時代と言ふことが出来るであらう。思ひ出して見ると随分滑稽な話が澤山ある。當時大戰の慘禍にこりて専ら平和主義を鼓吹する人

間の澤山ゐたことは素より怪むに足りないけれども、中には随分極端な連中がゐたものである。例へば平素賢母を以て鳴る一婦人の如きはよく／＼平和思想に心酔したものと見えて子供に徹底的な平和教育を施そうと企てた。そうして努力の結果其子供に加藤清正虎退治の畫を見せると「加藤清正が槍で虎を可愛い／＼してゐる所だ」と言ひ、大砲を見せると、「これはお午を知らせる道具だ」と答へる程度まで教育の目的を達したと言ふことであるが、この今から考へると殆ど正氣とは思へないようなことを平氣でやる人間が現に生きてゐたことを考へて見ると、當時の世の中が如何に異常なものであつたかを想像することが出来ると思ふ。

こうした異常な時代がいつ此間あつたことを考へて見ると、之に對する反動として今度は又反對に極端な排外的傾向が現はれるのは事の自然、勢の然らしむる所であるかも知れないけれども、これが爲めに無用な無駄をすることは出来るだけ避けたいと思ふ。例へば近頃一部の人は極めて熱心にメートル法施行延期の運動をやつてゐるけれども、如何に時節柄とは言へ少し脱線し過ぎてはゐないであらうか。元來度量衡は物をはかる尺度であるから萬國

通有のものが最も理想的であること素より言ふまでもない。だからこそ吾國も前からメートル條約に加盟し法律をも制定して其實施の爲め教育其他の方法によつて着々準備をしてゐるのである。其結果吾々其他現に延期運動に参加して居られるような年配の方々にとつては極めて不便なメートル法も小學兒童にとつては既に常識になつてゐる。これだけの準備が出来てゐる今日突然國粹運動の波に乗つてメートル法を實施すると國が亡びそうなことを主張するのは少し變ではあるまいか。メートル法が實施されたからと言ふて何も急に「白髮三千丈」とか「萬里長城」とか言ふような言葉をメートルに換算して書かねばならない譯でもない。白髮三千丈は白髮三千丈でいゝし、萬里長城は萬里長城でいゝ。唯日常使用する度量衡がメートル法に統一されることによつて現行度量衡の複雑さから起る不都合不合理を避けようとするのがメートル法の目的であり、かくして世界と共に度量衡統一の運動に貢獻しようとするのが吾國がメートル條約に加盟し又近く率先してメートル法を實施せむとする精神なのである。無論一時多少の不便は起るであらう。しかし若い人々の間には既に十分の教育的準備が出来てゐることを考へねばならない。又現に陸軍等で古くからメートル法を使用して而か

も何等の不都合を感じてゐないことをも考へてくれなければ困る。如何に國粹主義がいゝからと云うて度量衡までも國粹的でなければならぬ、さもないと國が亡びそうなことを言ふのは、如何に時世時節とは言へ少し變ではあるまいか。

先日或話上手な人が『此頃の世の中を中學校の教員室にたとへて見ると、昔は英語や數學の先生が大威張りをして中央に席をしめてゐると國語や漢文の先生が隅の方で小さくなつてゐた、それが此頃では國語や漢文の先生方が反對に中央に出て来て大威張りをしてゐる、そうして「一體英語や數學なんてけしからぬものだ、あんなものは皆やめて仕舞へ」と威丈高にどなつてゐるようなものだ』と言ふ話をしてゐるのを聞いたが如何にも穿つたたとへ話だと思つた。(昭八・八)

五 試験の價值

試験地獄と言ふ言葉まで出来て、試験と言ふものは何と言ふことなしに悪いものと言ふ考が人々の間に行き互つてゐるように思はれる。けれども試験は決して單に有害なだけでなく全く無益なものだとも私は考へない。否反つて人々によつて悪い／＼と言はれてゐる點にこそ試験の價值があるのだと考へてゐる。

一體試験と言ふものは已むを得ずやつてゐるものなのである。昔の私塾のように先生と僅少な塾生との間に親密な個人的關係が成り立つてゐるならば試験は要らない。だから今でも例へば大學の理學部や文學部の或學科に於けるが如く學生の少ない所では實際上殆ど試験の必要を見ない。之に反して法學部の様に一人の教授で同時に五六百の學生を教育しなければならぬ様な所では試験をして見ない限り教授は到底教育効果の如何を知る途がないし、優秀な學生にとつても勉強の張合がない。だから已むを得ず試験をするのであつて、試験の缺

點短所は十分之を知つてゐながらも尙試験をやめ得ない所に今の學校教育の惱みがある。

無論現在大學に於ける試験と大學卒業生の特權との間には可成り深い關係がある。今では制度上學士の特權も段々縮少されたし、世の中でも學士様の價値は著しく低下した。それでもまだ學士であることそれ自身が制度上乃至社會上相當の意義をもつてゐる以上、大學も亦何等かの方法で學士の内容を或程度まで保障する必要に迫られる。而かも其方法として事實可能なものは唯試験あるのみである。若しも試験を嚴重にして苟も之に合格しないものは決して卒業せしめないようにしさえすれば、相當學力のある學士を世の中に送り出すことが可能である。處がどう言ふものか世界大戰前後の好況時代此方官私立の區別なく法學部や經濟學部の試験は制度的にも又實質的にも非常にやさしくなつた。其結果學生は一般に昔のように苦勞せずとも容易に合格卒業し得るようになつた。かくして學士の粗製濫造時代が初まつたのである。無論こ言ふ風になつても優秀な學生は不相變勉強する。のみならず今では昔と違つて先生の講義も非常に良くなつてゐるし、参考書も手近かに澤山あるから、優秀な學生は一般に昔とは比べものにならない程の學力をもつて世の中に出る。これは間違ひのな

い事實である。所が問題は優秀ならざる普通若くは普通以下の學生である。彼等は殆ど何等の苦勞をせずして大學を卒業し得る。のみならず少し上手に立廻れば、大した努力をせずに外観だけは相當立派な成績表をもつて學士になることが出来る。此頃のようになると教師も何となく氣が緩んで採點を寛大にするからである。

無論昔大學の試験が嚴重であつた時代にも學生の學力は必ずしも試験そのものゝ爲めに非常に増進したとは考へられない。先づ第一に優秀な學生は試験の如何に拘らず勉強する。昔のように試験が嚴重だと、それに打克つて良い點をとらうとする爲めに無用の努力をするから、學力の實質的充實は反つて之が爲めに阻害されたように思はれる。少くとも受験の爲めに優秀な學生が健康を害したと言ふような事例は少くなかつた。だが問題は、此等の優秀な學生にあるのではなくして、普通若くは普通以下の學生にある。彼等の教育方法として昔のように試験を嚴重にするがいか、若くは現在のやうに寛大にするがいか。それが問題なのである。此點について私は、單に學力養成の點から言ふと試験の難易は大して問題にならないものだと考へてゐる。學生の學力を伸ばすものは眞に學それ自身に興味をもつて爲さるゝ

學習である。受験の爲めにする單なる試験勉強は單に受験それ自身に役立つのみであつて學力の實質的充實には殆ど役に立たない。例へば法學部に例をとつて言ふと、平素教場に出た場合に直に其場で教師の言ふことを理解するように努力せずとも、まるで寫字機械のようになつて先生の言ふことを一から十まで筆記して置き、それを試験前になつて一二度熟讀しきへすれば相當優秀な試験成績を得ることが出来る。しかし此種の勉強は受験に役立つのみであつて、學力の實質的養成には殆ど役に立たないのである。此故に學そのものに多く興味を感じない學生について言ふと試験の難易と學力充實とは大した關係をもたないものだと思ふ。だから苟も試験をする以上、それが學力増進の外他の重要な目的に役立つか否かを考慮すべきであつて、學力増進の點だけを考へると寧ろ試験を全廢すべきではないかと言ふ考へさへ成り立つ。現に大學教授の間にもそう言ふ意見をもつものが少くないようである。試験を全廢して好きなものだけが好きなように勉強しろと言ふ風にして置き、従つて自然卒業とか學士とか言ふようなものもなくなれば、今のようになしに唯學士になりたいと言ふ目的で有象無象が大學に入つてくるようなことがなくなるであらう。其時こそ眞に大學

が實質的に學問研究の府になることが出来ると言ふのが此種の考へ方である。

所が私は大學を必ずしも學を授ける場所とのみ考へ度くない。學力は大して増進せずとも苦勞をして人間が出来ればそれで大學教育の目的は達せられてゐるのだと思ふ。學そのものに多く興味を感じない普通若くは普通以下の學生に、いくらか試験勉強をさせて見ても大して學力はつかない、否反つて益々學問がいやになるだけのことである。しかし學力はつかずとも受験の爲めに苦勞することは決して無意味ではない。苦勞することによつて學力はつかずとも人間が全體として出来上るからである。學校の試験に好い成績を挙げ得る能力と世の中に出て立派に一人前の働きを爲し得る能力とは必ずしも一致しない。しかし、いや／＼ながら苦しい仕事を爲し遂げたと言ふ經驗は世の中の何所に出ても役に立つ。否そう言ふ經驗をもたないものは世の中の何所に行つても役に立たないのである。こう考へて見ると、單に學力増進に役立たないと言ふ理由だけから試験廢止を主張するのは間違ひであり、況んやどうせ學力増進に役立たないのなら試験をやさしくしろと言ふ意見も成り立たないことに氣がつく。人々は試験は無用に苦しいからいけないと言ふけれども、私は反つて苦しいからこそ

價值があるのだと思ふ。苦しさに堪へて之を立派に切り抜け得たと言ふ體驗が其人を立派にするのであつて、其體驗を與へ得る所に試験の價值があるのだと思ふ。此意味に於て私は試験は寧ろ嚴重である程いゝと考へてゐる。

此頃吾々は屢々、學業成績は好くなくとも優秀な運動選手は役に立つと言ふ理由で、就職上優待されると言ふ噂を耳にするが、これは確に理由のあることと思ふ。スポーツと雖も之に精進して一流の選手となる爲めに必要な努力は異常なものである。その苦しい努力を爲し遂げ得た體驗をもつことは苦しい試験を切り抜ける爲めに異常な努力をした體驗に優るとも劣らない價值をもつものであつて、其體驗こそ實に人間そのものを作るのである。昔から武道や藝事の稽古が常識以上やかましいのも此理由によるのであり、武道の達人や一流の力士・俳優・基客等が人間全體として、何所に出しても恥かしくない立派さをもつてゐるのはすべて此理由によるものだと思は考へてゐる。

此頃の人間はとかくすべてを成るべく經濟的に片付けることばかりを考へてゐるように思へる。同じ目的を達するにしても成るべく樂にやりたいと言ふのが一般人の念願であるらし

い。成程單に智識を得るだけの目的から言へば、成るべく樂に智識を得るようになるのが最も合理的であらう。しかし能力を養成し人間を作ると言ふ點から考へると、同じ智識を得るにしてもそれが爲めに苦しむことが寧ろ大に意義をもつのである。實を言ふと苦しむことそれ自身が人間を作るのである。極端なことを言ふと受験の爲めに學力が少しも増進しないと云ふことは少しも差支ない。受験の爲めに苦しむことそれ自身が人間を作るのである。

此頃大學を卒業するものを見ると、出来るものは實によく出来る。私等の大學を卒業した頃に比べると全く比較にならない程よく出来る。これは偏に此頃の大學に於ける教授方法や参考書其他教授施設等が一般的に完備した結果だと私は考へるが、同時に試験がやさしくなつた結果學問も出来ず又人間として苦勞した經驗もない人間が學士と稱して澤山世の中に出てゆく現状を私は心より悲まざるを得ない。現在諸大學に於て行はれてゐるよう試験が殆ど有名無實に近い程樂になれば、少し位いゝ成績をとつたと言ふことは學力の優れてゐることの證據にもならず、又受験の爲めに精進したといふ證據にもならない。その位ならば一流のスポーツマンとして優勝の爲め粉骨碎身した經驗をもつ人間の方が人間として立派な能力



をもつて居り、従つて何所へ出しても役に立つのは當然である。

大學教育を單に専門的智識を授ける施設として考へる限り現在の大學教育と其所に於ける試験とは大に其意義を失つてゐる。之に反して武道の修業者や藝事を稽古する内弟子に苦しい寒稽古をさせるような意味で受験者を苦しめるのならば苦しい試験もそれ自身大に意味をもつことが出来る。

此頃のように樂な試験をどうやら通つて唯世の中に出たような學士が役に立たないのは當然である。學問は出來ずとも試験にせよスポーツにせよ何か大に苦んだ經驗をもつた青年のみが人間として何所に出しても役に立つ。此意味に於て私は此頃の大學一般の教育並に試験の方針について心から疑ひを抱いてゐる。極端なことを言ふと、試験が少し六かしい位のことで神經衰弱になるようなものは死んで仕舞ふがいゝ、それがいやなら大學に入らないがい。大學は斷然試験を嚴重にして假令學問は出來ずとも、苦勞の體驗をもつた立派な人間を世の中に送り出すべき重い責任をもつものだと考へてゐる。

私は毎年四月になると、僅か十七八歳になつたばかりの子供が白線帽をかぶつて意氣揚々

と自信ありげに本郷通りを濶歩してゐるのを見る。其時私は彼等の子供らしさを笑ふよりは、かくして人間が伸びる、人間が出來てゆく、六かしい一高の入學試験、一般にのろはれてゐるあの入學試験もかくして立派に價値をもつと言ふ感を深くするのである。(昭八・九)

六 進歩と傳統

或形式を通して或精神を感得し、そうして其精神の尊さを會得した人はとかく其形式にのみ其精神が宿つてゐるものゝように考へ易い。其結果其精神の尊さを感ずれば感ずる程其形式に執着して終には他の一切の形式を排斥するようになるものであつて、所謂傳統主義者一般の誤謬は此所に伏在する。

傳統を尙ぶことそれ自身は決して悪いことではない。傳統を離れて眞の進歩はあり得ない、眞の進歩は傳統を基礎として傳統を通してのみ行はれ得るものだからである。しかしながら抑々貴ぶべきものは、精神にあつて形式にあるのではない。徒に形式に捉はれて精神を殺すが如きは決して眞に傳統を貴ぶ所以ではない。傳統は實に進歩を通してのみ永遠の生命を續け得るのであつて、進歩を否定する所に決して眞の傳統主義はあり得ない。

法律學を學んだ人は誰しも知つてゐるイーエリングの有名な言葉に「ローマ法を通して、

解は進歩は進歩、時に註文を要す

そうしてローマ法の上に」(durch das römische Recht, aber über dasselbe hinaus) と言ふ言葉があるが、之は獨り法律に限らず廣くあらゆる事柄に當てはまる非常に良い言葉だと思ふ。近頃時勢の變轉につれて日本精神を高調する氣風が非常に盛になつて來たのは大によろしい。しかしながら嘗て日本精神の籠つてゐた形式を今更唯無闇に復興して見ても決して之によつて活きた日本精神に接することは出來ない。形式への執着は唯精神を殺すだけのことである。(昭八・九)

併し形式より入りて内容にふれもことも場合に
あつて意義を有す。

七 認識不足

今年初めて國際勞働總會に出席した或役人の歸朝談なりとして「國際勞働總會も今では非常に國家主義的になつて人道主義的なものは全く影をひそめてしまつた」と言ふような趣旨の談話が新聞紙に載つてゐる。今日國際勞働總會が國家主義的なものであることに氣付いたのは事遅しと雖も尙誠に結構である。けれども國際勞働總會が國家主義的なものであることは何も今日に初まつたことではなくして其の初めからの本質である。元來國際勞働總會は世界大戰後に於ける各國それ／＼の勞働政策及び對外的經濟政策の爲めに生まれたものであつて、各國の協力によつて人道的な勞働條件を世界的に實現すると言ふような崇高な目的の爲めに生まれたものでは斷じてない。既に高い勞働條件をもつ國々は從來低い勞働條件をもつてゐた國々を國際條約的に強制して其勞働條件を高め以てそれ等の國々が低廉勞働を國際經濟競争の武器に使ふことを阻止しようと企てた。其所にこそ國際勞働組織の創始された主た

る動機が存在するのであつて、識者はつとに此間の機微を明に認識してゐた。然るに我國では國際勞働總會初期の間ならばまだしも、今頃になつて漸く其事に氣付くような人間が依然として我國を代表して會議に臨んでゐるのである。危きは誠に此種の無智此種の認識不足でなければならぬ。(昭八・一〇)

八 矛盾の價值

統帥權問題は我憲法上最も解決の困難な問題だと言はれてゐる。憲法第十一條は「天皇ハ陸海軍ヲ統帥ス」、第十二條は又「天皇ハ陸海軍ノ編制及常備兵額ヲ定ム」と規定してゐるが、かくして定められた常備兵額を實現する爲めには必然豫算を必要とする。然るに其豫算を議決する權能は帝國議會の手中に在る。天皇が一定の常備兵額を定められたにも拘らず、萬一帝國議會が必要な豫算の支出を拒絶したならばどうなるのか。天皇が常備兵額を定められた以上、帝國議會は當然其御決定に服して要求された豫算案に對し必ず協贊を與ふべき義務があるのだと言つて仕舞へばそれだけのことであるが、それでは帝國憲法の根幹をなす立憲政治の原則が餘りにも甚しく蹂躪されることになる。天皇の兵力量決定の權は素より之を尊重し奉らねばならぬ。而かも同時に議會の協贊權をも傷けないようにするには一體どうすればいゝのか。同じ疑問は憲法第十三條の規定する天皇の宣戰權と帝國議會の豫算協贊權との關

係についても起ること勿論であるが、幸ひにも日清戰爭此方今日まで我帝國議會は一度天皇戰を宣せらるゝや滿場一致を以て豫算案に協贊を與へ、之によつて事實何等の問題をも起さなかつた。しかし理論的に考へると問題は問題として依然として何等解決されてゐない。疑問は疑問として依然残されてゐるのである。

私は一日此問題について箕先生に教へを乞ふたことがある。先生は一體此問題をどう考へて居られるのか、最も熱心な天皇中心主義の公法學者としての先生が此問題を如何に考へて居られるかを知ることがは學問的にも又實際的にも非常に意義深く且價值多しと考へたからである。

先生のお教へは次の如くであつた。

「此疑問乃至矛盾は決して憲法制定上の手落から生じたものではなくして、寧ろ故意的に残されてゐるのだと思ふ、つまり態々矛盾を残して置いて當事者が實際問題に逢着する毎に其矛盾を克服して調和に導く爲めに努力することを期待してゐる譯で、其努力こそ實に國家の爲め無上の價值があるのである。」

私は今でも此のお教へを非常に興味深いものと考へてゐる。普通の法律學者は彼等の腦中に畫く法律世界の中に聊かたりとも矛盾を残すことを承認したがない。然るに寛先生は寧ろ反つて矛盾を認めつゝ其矛盾を克服する爲めの努力そのものに政治的價値を認めようとして居られるのである。法律や制度を死んだ動きのない秩序として考へる限り其所には聊かの矛盾も價値あるものとして其存在を主張し得る餘地がないのは當然である。しかし法律や制度を活きた現實の存在として考へる限り、其中に矛盾の存在を認めることは少しも不合理ではない、矛盾を豫定しつゝ其矛盾を克服する爲めの實踐的努力に無上の政治的價値を認めようとする制度はそれ自身政治的に非常な價値をもつてゐると思ふ。統帥權問題は確かに憲法の明文上解決を與へられてゐない矛盾である。しかしそれが矛盾であればある程政治の局に當る人々は實踐的に之を克服すべく努力するよう要求されてゐるのであつて、軍部の人々も帝國議會もかくして制度上理論的に矛盾するものを實踐的に調和に導くよう努力すべき重い責任が課せられてゐるのである。

同じようなことは他にも澤山例がある。例へば小さい團體の中などで無暗に多數決で事を

きめるようなことをすると終には團體そのものが壊はれて仕舞ふ。事を迅速に片付ける爲めには多數決でテキパキ事を運ぶより外ないように思はれるけれども、その爲めに團體そのものを壊はして仕舞ふやうでは何にもならない。全員一致によつてのみ事を決する制度は一見甚だ非實際的であるように思はれるけれども、全員の意見一致を見るまで根氣よく話し合ひ理解し合ひ妥協し合ふことそれ自身が、縦令時間がかゝり無駄骨が折れても非常に價値があるのであつて、之によつて團體員全員をして團體を愛して團體の爲めに不斷の協力を爲すべき所以を實踐的に知らしめることが團體それ自身の成長と活動との爲めに無上の働きをなすのである。大きい團體殊に團體そのものに傳統其他による權威が備はつてゐる場合には多數決制度が尙役に立つけれども、小さい集り合ひ世帯のやうな團體の中で無暗に多數決をやればやがて團體は壊はれて仕舞ふ。そう言ふ團體では面倒なやうでも反對者を説得し得るまで根氣よく話し合ふことが必要であつて、其面倒をいとはずに話し合ふことによつて團體の基礎たる愛國心が培はれるのである。苟も團體に屬する以上制度として其所に成り立つ多數決に服すべきは正に團體員的美徳に違ひない。けれども吾々は同時に多數決原理の妥當する範

團が相當に局限されてゐることを反省する必要がある。そうして多數決原理の妥當しない世界に於ては面倒であり又不合理のようであつても團體員のすべてが互に話し合ひ説明し合ふことによつて全員一致に到達するだけの努力をすることに非常な意味があることを考ふべきであると思ふ。(昭八・一一)

九 轉 向

轉向がしきりに流行するにつれて、一體轉向とはどう言ふ心境の變化を意味するのであらうかと言ふようなことが屢々話題になる。

人々の内には、轉向とは今までもつてゐた信念を根本的に捨て、反つて従來自ら非なりとしてゐた信念をもつに至ることを意味すると言ふように考へて、轉向の意義を極めて狭く解釋し、従つて口では轉向など言つても事實仲々轉向出来るものではないと言ふようなことを主張する人が少くない。此種の人々は物の見方殊に世の中の見方について極めて偏狹な考方をもつてゐるので、同時に色々な方面から物事を見又考へることを不可能なりと考へてゐるのである。けれども吾々の物事の見方考方に關する體驗から推して考へると、初め或見方だけから世の中を見てゐた人間が段々成長するにつれて他の色々な見方からも亦世の中を見るやうになることは尋常茶飯の事實であつて、其際新しい見方から見やうになることは決し

て全然在來の見方を棄てることを意味するものではない。同時に色々の見方から世の中を見ることは實際上不可能ではないと思ふ。従つて在來或る一定の見方からのみ世の中を見てゐた人間が或る機會に於て同時に他の見方からも亦世の中を見るようになることは可能であつて、其結果在來一方面からのみ見られ、従つて偏つてゐた世の中の見方が同時に他の立場からする見方と競合して、見方が全體として著しく或方面に偏つてゐると言ふことさへなくなれば其所に吾々は轉向ありと考へることが出来るのだと思ふ。

すべて學問は或る一定の假説を約束した上それを基礎として理論的に統一した物の見方を組み立てることを目的とするものであるから、學者殊に世慣れない學者は自分の學問の基礎として約束された假説に基く物の見方のみを唯一正當な物の見方であると考へ勝ちなものであつて、自己の考方の基礎に置いてゐる假説そのものゝ價値を批判的に検討するようなことはとかく怠られ勝ちである。其結果一度世の中を或る一の科學的な見方から見ることを初めた者はとかく其見方にのみ捉はれ勝ちであつて、例へばコムミュニズム系統の唯物論的な物の見方をしてゐる多數の人々も實にそれに外ならないものではあるまいか。コムミュニズム

的な世の中の見方は彼等が現に體驗した或る事實を認識するに適してゐる。其結果他のあらゆることにまで其見方を推し弘めて、其見方それ自身の限界を反省することを忘れ勝ちになり易いのである。従つて彼等に對して所謂轉向を望む人々は彼等に向つて其見方に一定の限界あることを悟らしめ、新に他の色々の見方からも亦世の中を見るようになる機會を與へさへすればいゝのであつて、在來の見方を徹底的に捨てさせる必要は毫もないし、又事實それは不可能であると思ふ。

世間には初めから特にどれと言つてまとまつた立場をもたず唯漠然と世の中を見ながら自分こそ唯一の正しく世の中を見てゐるものであるように考へてゐる人が少くないようであるが、そんな人間こそいざ實踐の瀬戸際になつて最も頼りない人間であつて、自ら自由主義者を以て自任してゐる人々の中にはその種の輩が非常に多いやうに思ふ。私はそう言ふ人々よりは寧ろ假りに間違つてゐるにもせよ先づ初めは或る一の見方から世の中を見た上、追々他の色々の見方からも世の中を見るようになって結局中正な見方に到達した人々の方を尊敬したい。自ら實は極めて偏つた立場に立つてゐながら、自らそれを意識せずして己れのみ唯

我國の労働立法は今や全く停頓状態に在る。世界大戦此方一時華々しく發展の勢を示した労働立法も數年以來殆ど其前進を止めて了つた。

今でも、労働立法の充實を主張する學者の集團は存在する。労働組合の會合は今でも尙各種労働立法の要求を決議事項の内に加へることを忘れない。其上労働法に關する學者の論説は今も尙相當數多く各種の雜誌に掲げられる。それにも拘らず、現實に對する熱がすべてを通じて何となく缺けてゐると言ふ感じを遺憾ながら吾々は禁ずることが出来ない。そうしてそれに對應して實際の労働立法も、此等の主張要求論説に關係なく、今や進展を止めて全く休止の状態に在る。

今尙我國は毎年國際労働總會に代表者を送つてゐる。しかし人々は一般に之に關して殆ど何等の興味をもたない。其總會で何が議せられてゐるのかをさへ知らうとしない。今まで我國が調印した労働條約案にして未だ批准の運びに至らざるもの少しとせざるに拘らず、輿論

は殆どそれを問題にしない。ソシヤル・ダンピングの名で我國労働條件の低劣なることが實際的に問題にされると、舉國一致勞資共々に辯解是れ力めるのが現在の實情である。第一回乃至第三回の總會に送らるべき労働代表選出の問題で労働者は勿論一般輿論までがあれ程熱狂した當時のことを想起すると、殆どすべてが夢のようにしか思はれない。

これは一體どうした事なのであるか。

世界従つて我國經濟の一次的變調に因つて今後尙大に進むべきものが唯一時所謂「非常時」的の足踏みを爲すべく餘儀なくされてゐるものと見るべきであらうか、それとも又進行は今や全く終局的に終止したものと見るべきであらうか。我國今後の労働立法は如何になり行くべきであらうか。

二

將來を考へる爲めには先づ過去を顧る必要がある。

吾々が先づ考へねばならないのは、最近まで不十分ながらも進展を續けて來た我國の労働

立法は一體如何なる傾向に従ひ如何なる線に沿ふて進歩して來たかと言ふ問題であるが、それに對する答は「資本主義繁榮期に於て諸資本主義國が必要とした労働立法一般に共通する傾向を追ふた」と言ふ一言を以て言ひ現はすことが出来ると思ふ。

我國も亦資本主義國の列に加はつてゐる以上、資本主義國一般に通じて必要とせらるゝ労働法をもたなければ、社會經濟の運行を圓滿ならしむるに必要な労働の供給を確保し得ない傾向に在ることは素より言ふまでもない。苟も資本主義國たる以上必ず或最小限度の労働法をもたねばならない、それをもたなければ資本主義經濟の圓滿なる運行に必要な労働關係の安定を計ることが出来ない、かくの如き素質をすべての資本主義國はもつてゐるのである。さればこそ我國も亦資本主義的世界經濟の中に捲込まれて資本主義的に經濟することを強要せらるゝに至つた以上、資本主義國一般に共通する或程度の労働法を當然に必要とするのであつて、我國が從來制定した労働法、そして人々が制定を要求した労働立法も、すべて其種の労働立法に外ならないのである。

所が資本主義的労働法が各國の實定法として實現するに付いては、初めから次に述べるが

如き不可避的局限が與へられてゐる。

先づ第一に、金融資本が世界的素質を有するに拘らず、各國それ〴〵特殊の天然資源・人口狀態其他の自然的條件をもつてゐる以上、國家を單位とする世界經濟に於ては、各國がそれぞれ其國特殊の自然的條件に相應する労働法を有すべきは當然であつて、資本主義的労働法の世界化的傾向は此事情に依つて必然的に局限される。現在のやうに天然資源に對する經濟的接近が政治的に制限され、移民の自由が國際的に制限されてゐる以上、自然的條件の劣悪な國の労働法は優秀なる條件をもつ國の労働法の程度まで充實し得ないのは當然であつて、天然資源に對する經濟的接近の自由及び移民の自由を國際的に制限して置きながら、すべての國々の労働法を同一程度まで高めることは理論的に不可能である。國と國とが經濟的國境によつて互に經濟的に相闘争する限り、それぞれ自然的條件を異にする國々のすべてに於て同一程度の労働法が採用制定されることは事實到底之を望み難い。さもない限り、劣悪な自然的條件を有する國々は國際的經濟競争上優秀なる條件を有する國々に對して必然劣敗者の地位に立たねばならないにきまつてゐるからである。而して此事は、嘗て國際労働條約の爲

めに輿論が一般に熱狂してゐた當時、つとに私の指摘した所である。(「世界的恒久平和の理想と國際労働會議」大正十一年「財政經濟時報」十一月十五日號及十二月一日號所載、拙著「嘘の效用」三六五頁以下再録)。

次に考へねばならないのは、各國の労働立法はすべて其國に於ける資本の集中的傾向に伴つて發展すると同時に、其發展は又反對に資本集中の傾向を助長すると言ふ事實である。從來學者は屢々資本主義諸國の労働法は其國に於ける勞資相剋の休戰状態に外ならない、資本の要求と労働の要求との妥協状態が労働法に外ならない、と言ふ説明を與へてゐるけれども、それと同時に注目せねばならないのは、一國資本主義の發展に伴つて資本は益々集中して之を基礎とする大企業の發展を助成すると同時に、中小企業の經營を困難ならしめる傾向をもつ、而して大企業は資本主義的に見て良好なる労働條件と調和するに拘らず、在來の半封建的労働關係の下に僅に其生存を續けて來た中小企業は、資本の集中に伴ふ労働關係の資本主義化的傾向の爲めに著しく其生存を脅かされる。従つて大企業は労働の要求と妥協して或程度の労働條件を受け入れることが出來ても、中小企業にはそれが出來得ない。其結果大企業

が制定を許容する労働立法に對しても、中小企業は自己の生存を賭けて反對せねばならないような立場に立つことゝなるのは當然である。此故に、我國のように資本主義經濟が比較的後れて發達し、従つて中小企業が今尙社會經濟上重要性をもつてゐる國に於ては、其方面の要求を無視して労働法を制定し得ないのは當然である。従つて我國の労働法發展は此方面の要求に依つて必然的に局限を與へられ、現實の労働法は此要求と大企業の純資本主義的素質との妥協線に沿つて發展してゐるのである。

我國労働法の發展はかくの如き二種の不可避的局限に依つて初めから局限されてゐたのである。而して此局限は世界大戰を契機として促進された世界資本主義の沒落的傾向に依つて特に急速に狹隘化されたのであつて、我國労働法の最近に於ける發展休止は實に此傾向を反映する現象に外ならないのである。

三

資本主義國の労働法はすべて其國資本主義經濟に奉仕することを宿命的使命とするもので

あるから、資本主義の没落的傾向に伴ふ變質につれて労働法が必然的に一定の變化を遂げねばならないのは當然である。資本主義の繁榮期に於ては、其状態に相應する労働法が必要であり、又可能であるけれども、一度資本主義が没落過程に陥ると、今まで相當高度の労働者保護法をもつてゐた國々も、其保護程度を低下して、寧ろ他の労働立法に依つて労働需給の關係を安定せんと試みるやうになる。労働者保護法が比較的後れてゐた國々に於ては、保護法の充實を斷念して、寧ろ他の形で労働問題を規律しようとするやうになる。苟も資本主義經濟組織を持続する限り、資本家的企業を持続することは社會經濟の爲め絶對的に必要である、それが爲めには又資本の爲めに一定の利潤を保護することが絶對的に必要である。資本の爲めに一定の利潤を保障せねばならない以上、其必要に應ずる爲め労働条件を必要の程度まで低下することも強要される。労働条件は縱令低下しても、ともかくすべての無産労働者の爲めに最小限度の生活を保障し得るやうに仕組むことが必要とされるのである。此故に、元來天然資源に乏しいのみならず、人口過多の惡条件をもつ我國の労働法が、初めから先進資本主義國一般の水準まで其内容を高め得なかつたのは當然であつて、我國の勞

働法は初めから此方面から來る一定の局限を與へられてゐたのである。其上比較的立後れて資本主義的發展を遂げた我國には今尙半封建的労働關係を基礎とする中小企業が經濟的重要性をもつてゐるから、其要求と妥協せねばならない必要上労働法の發展が相當力強く限局されるのは當然であつて、從來既に我國の労働法が先進資本主義諸國の程度まで發達し得なかつたのもそれが爲めであり、今や資本主義の世界的没落傾向に伴つて、ともかく今まで發達して來た労働立法が突如其進行を止めねばならないやうになつたのもそれが爲めである。然らば、我國今後の労働法は如何になり行くべきであるか。

四

今まで専ら資本主義の線に沿ふて發達して來た我國の労働法は、以上に述べた情勢に相應して今や新なる方面に向つて開展すべく餘儀なくされてゐる。然るに、今までの資本主義的労働立法にのみ執着してゐる人々は、此情勢の變化にも拘らず、徒に労働立法の停頓を嘆くのみであつて、新なる情勢に伴ふ新なる労働法の實現に邁進せねばならないことに氣付いて

ゐない。それが爲めに、或者是永久實現の見込みなき社會政策體系を紙上に畫いて理想主義的愉快を獨り享樂し、又或者是勞働法概念的物珍しさに眩惑して専ら之を理論的に弄ぶことに學的興味を感じてゐるのが、我國勞働法學界の現状であつて、新なる情勢に相應して我國勞働立法に新なる轉廻を與へんとする學的努力が殆ど一般に怠られてゐる。若しも此儘に進むならば、從來繁榮資本主義の線に沿ふて來た我國勞働法は全く其進展を停止するに拘らず、新なる經濟事情に相應する勞働立法は容易に實現せらるゝことなく、其結果近き將來勞働需要の關係に救ひ難き障害を生ずべき危険が痛感されるのである。

然らば新なる情勢に伴つて我國今後の勞働法は如何なる方面に向つて進展すべきであらうか。此點に於て先づ第一に考へられるのは、資本主義的統制經濟の今後に於ける發展に伴つて、之に相應して勞働の法律的統制組織を必要とせらるゝに至ることがあり得るであらうと言ふことである。殊に大規模な戰爭でも初まれば、世界大戰當時のドイツと同じように、戰時的必要によつて勞働統制の傾向が急遽發展すべく豫想されるけれども、大體に於て勞働の組織

的傾向が充分に發達してゐない我國に於て、近き將來ファッショ・イタリアに於けるが如き勞働の國家的統制が實現されるであらうと豫想するのは間違であらう。現在我國にも國家社會主義的立場から勞働の國家的統制を企てゝゐる人々が少くない、又社會民主主義的立前から勞資關係の勞働協約化を企てゝゐる人々も少くないけれども、現在我國勞働の組織的實力から考へると近き將來此傾向が顯著なる發展を遂ぐべしとは到底想像されない。例へば現在相當多數に上りつゝある勞働協約にしても、其多くは中小工業と關係勞働組合との妥協に依つて輸出業者・デパートメントストア等大資本を背景とする商業者の壓力に對して自己を防護するギルド的作用を爲すものたるに過ぎない。

次に考へねばならないのは、我國の勞働者保護法は今後絶對的に充實される見込みがないかと言ふことである。此問題は我國資本主義經濟今後の情勢如何に依つて決定せらるべき事柄であるが、大體に於て將來を想像すると、繁榮資本主義に相應する傾向を追ふ限り保護法の内容が今後大に充實されることは到底之を考へ得ない。けれども、我國の産業は決してあらゆる部門に於て勞働者保護法の制定乃至充實を許し得ない程行き詰まつてゐるのではなく、

或部門に於ては從來既に相當の保護法を有すべくして未だ之を有せざりしものが少くない。従つて保護法が此方面に向つて充實せらるべき見込は尙相當存在するのであつて、例へば現在漁業法第四十條が「漁業ニ従事スル者ノ雇傭並雇入及遺族ノ扶助ニ關シテハ勅令ヲ以テ規程ヲ設クルコトヲ得」と規定してゐるにも拘らず、現在尙未だ其勅令の制定なきが如き、其充實を必要とする最も顯著なる缺陷の實例と言はねばならない。

尙吾々が最も注意せねばならないのは、假に資本主義的労働法が如何に行き詰まつたとしても、我國經濟事情の特異性に鑑み之に相應する労働法を制定する必要と可能性とが尙十分に存在することである。今まで我國の労働立法は専ら先進資本主義國の労働法に共通する傾向を追ふて發展し、其結果一面労働關係の資本主義化を促進する作用を爲しつゝ、同時に之に對する對策を講ずることのみ専心してゐた。其結果中小企業其他一般企業の中に根強く殘存してゐる半封建的労働關係を、積極的に利用することも考へなければ、消極的にそれから生ずる極度の弊害を阻止する用意をも怠つてゐた。封建的労働關係は資本主義的に見れば、すべて不合理である。しかしながら、専ら自由を希つて安全を棄てた近代労働者が、其折

角得た自由に依つて實質的に其生活の最小限度を保障し得るものさへも得ることが出來ないのを發見するとき、専ら資本主義的労働法の線に沿ふて從來と同じ調子で労働關係の一般的安全を計らうとするのは間違つてゐる。資本主義的に見れば、如何に不合理であつても、現に封建的労働の要素が多分に存在して労働關係の安定に貢獻してゐる以上、一面之を利用すると同時に他面因つて生ずる極度の弊害を阻止することは、現下の情勢に鑑みて我國労働法の重要な使命であると言はねばならない。

此意味に於て、私は先づ第一に解雇制度一般殊に解雇手當に關して法律の制定せらるべきことを要求したい。第二には共済組合の充實普及を計ると同時に之に一定の監督を加へて其弊害を阻止すべき法律の制定を要求したい。第三には最小限度の労働者保護法として最も抵抗力の弱い内職労働者其他之に類する労働者の爲めに内職保護法を制定すべきことを要求したい。そして第四には相當權限の廣い労働裁判所を設けることに依つて、労働關係殊に半封建的な労働關係から發生する極度の弊害を防止する必要がある。工場監督官のやうに積極的に弊害を防止する作用をなすことは出來なくとも、極力手續を輕易にして必要なる場合成

るべく容易に労働者の訴を聞き得るように施設すると同時に、他面雇主の實情をも斟酌して適當に當該労働關係を調整し得るが如き労働裁判所を設けることは、現下の實情に照して最も必要であると、私は考へる。

五

讀者諸君よ、以上の論説を徒に消極的乃至反動的なりと笑ふこと勿れ。苟も資本主義經濟組織を持続する限り、労働法は必然に資本主義的に局限を受ける。資本主義が變質すれば、労働法も亦それに應じて變質せねばならない。然るに我國從來の労働法は繁榮資本主義の下に於ける労働法の後を追ひつゝ、今や其方面に於て不可避的行き詰まりに遭遇し、而かも人は一般に其局面を打開する途を知らない。此小稿が多少とも其打開に貢獻し得れば望外の幸である。(昭一〇・一)

幸である。(昭一〇・一)

人的一環の其局面を打開する途を知らない。此小稿が多少とも其打開に貢獻し得れば望外の幸である。(昭一〇・一)

非常時と労働法

非常時と労働法

五

と必要である。私は考へる。

適當に當該労働關係を調整し得るが如き労働裁判所を設けることは、現下の實情に照して最も必要であると、私は考へる。

讀者諸君よ、以上の論説を徒に消極的乃至反動的なりと笑ふこと勿れ。苟も資本主義經濟組織を持続する限り、労働法は必然に資本主義的に局限を受ける。資本主義が變質すれば、労働法も亦それに應じて變質せねばならない。然るに我國從來の労働法は繁榮資本主義の下に於ける労働法の後を追ひつゝ、今や其方面に於て不可避的行き詰まりに遭遇し、而かも人は一般に其局面を打開する途を知らない。此小稿が多少とも其打開に貢獻し得れば望外の幸である。(昭一〇・一)

現在の経済好況が専ら労働者の犠牲の上に築かれてゐると言ふことは屢々既に多數の人々の指摘した所である。諸會社の利益金が著しく増加し、株式が一般に顯著な値上りを示してゐる間に貸金率は寧ろ一般に低下の傾向を示しつつある。成程個々の労働者の實收賃金額は多少増加してゐる。しかしこれは専ら労働時間の延長其他労働強化の結果に過ぎずして一般に定額賃金の率は低下しつつある。此現象に對する解釋は人々に依つて必ずしも同様でないけれども、事實それ自身は今や何人も之を否定し得ない程明白になつた。

所が茲にも一つ注意しなければならぬのは、此好況の裏面に於て工場法規違反事件が激増しつつある、法規違反とまでは言へなくとも、幾多の不當な脱法的行爲が工業主等に依つて行はれて居り、其上工場災害が激増しつつあると言ふ事實である。私は以下、此事實の一端を一般讀者に報告して置きたいと思ふ。

二

二

先づ第一に最近發表された昭和八年「工場監督年報」に依ると、此年中に發見された法規違反總數は二四、九五二件の多きに上り、内戒告したるもの二四、三二九件、處罰したるもの六二二件、之を前年に比較すると戒告に於て四、二四七件、處罰に於て二五九件の激増を示して居る。

而して此等の法規違反を事項別に觀察すると、「職工名簿の調製記載又は整理を怠りたるもの」「職工の賃銀支拂簿又は出勤簿の備付及記載を怠りたるもの」等所謂形式的違反が大半を占めてゐること例年と同じであつて、其件數二四、九五二件なるに對し實質的違反件數は五、一五三件である。之を前年に比較すると六一九件の増加であつて、其中激増を示したのは「保護職工をして法定時間を超えて就業せしめたるもの」であつて、其件數は三、五九九件、之を前年に比べると實に一、五一一件の増加である。次に増加したのは「許可を受けず又は受けたる方法に依らずして職工の貯蓄金を管理するもの」「法定の扶助又は歸郷旅費を支給せざ

るもの」等であるが、之と反對に「賃金を通貨を以て毎月一回以上支拂はず又は支拂を遷延せるもの」「許可を受けずして違約金の徴収を爲し又は代物給與若は貯金を爲さしめたるもの」「法定の許可認可を受けずして就業時間を延長し又は其の届出を怠りたるもの」等の諸項に於ては相當の減少が示されてゐる。

次に注目すべきは工場災害数の増加である。昭和八年度中工場法適用工場（工場数六四、七〇五、職工数一、七四三、六八九）に於て發生したる業務上の職工死傷總數（休業三日以上及其見込のものは四一、九六三であつて、内死亡三五四、重傷（休業二週間以上及其の見込のもの）九、六〇一、之を前年に比較すると總數に於て七、七三〇、死亡に於て一〇四、重傷に於て一、五四三の増加を示してゐる。無論前年に比して職工數も増加（増加率約九%）してゐるから死傷總數の増加も自然免れ得ないけれども、其増加率が死傷總數に於て二三%、死亡に於て四二%、重傷に於て一九%の激増を示してゐることは驚くべき事實であつて、「此の如き驚異的變化は實に改正工場法の實施（昭和二年）以後に於て曾て見ざる處にして、其原因又は理由の如何に係らず邦家國民の蒙りたる有形無形の損失は眞に甚大なりと謂ふべく、工場監督史上

の恨事とすべし」と年報は記してゐる。尙年報は此現象を「主として本邦の占むる國際的地位に急激なる變動を生じたる影響」なりとし、特に「本質的に災害率高き重工業の躍進顯著なるもの」ありたることを主要原因なりと説明してゐるが、同時に「勞働強化、勞働時間の延長、不熟練工の増加等の影響」をも、看逃がしてゐない。

三

次に近頃段々と諸方面の注意を引きつゝある臨時工の問題に付いても、年報は警視廳の「臨時職工雇傭状況調」を掲げてゐるが、此問題に關する資料としては最近社會局勞働部に依て公表された「臨時職工及人夫に關する調査」が極めて有益である（法律時報昭和十年六月號掲載）。

これに據ると、「昭和九年十二月末現在に於ける使用職工百人以上を有する工場（官設工場を除く）中臨時職工及人夫名義の職工を使用するものは七百五十四工場に及び、全國此種工場約三〇パーセントに當る、而して其の使用する臨時職工及人夫名義の職工數は八萬八十七人にして、試みに前記七百五十四工場の平均を見れば一工場百六人に當れり、又百人以上の

臨時職工及人夫名義職工を使用する工場は百五十二工場に上り、其の内千人以上を使用するもの日本製鐵株式會社八幡製鐵所に於ける一萬一千二百七十六人（註一常備職工は一萬六千六百六十一人）を首位として十一工場に及べり。而して此等多數の臨時職工及人夫は工業主の直接雇傭するものと供給請負人を通して雇傭せらるゝものとに區別されるが、其等の中には仕事の性質上眞に臨時的なるべきものも少くないけれども、多くは實質上常備職工と區別のないものであつて、之を臨時職工としてゐる理由は主として工業主の便宜に在る。即ち臨時職工は解雇が容易である、低賃金に甘んずる、其他常備職工に比して一般に待遇を低くすることが出来る等、工業主にとつて便宜な點が非常に多い。萬已むを得ない職工のみを常備として残りはすべて臨時職工にすることが出来れば工業主にとつて此位都合のいゝことはないのである。其上臨時職工の供給源泉たる産業豫備軍は充實して居り、供給請負業者其他紹介機關が完備してゐる。専ら利潤を追ふことにのみ汲々としてゐる工業主が成るべく臨時職工で間に合はせようとするのは蓋し當然である。

しかし工業主にとつての便宜は當然に労働者にとつての不利益を意味する。職工の自由勞

働者化を意味する。臨時職工は常時失業の危険に脅かされてゐる、解雇されても常備職工のように解雇手當を貰へない、其上平素の賃金は低く、一般福利施設の恩恵に均霑することも許されない。のみならず供給請負人を通して雇傭せられるものになると賃金の頭をハネられる。かくの如き不利益に甘んぜねばならない労働者が漸次に増加する形勢に在ることは社會的見地から見ても由々しき大事である。

我國に於ける労働條件は歐米諸國に比して一般に劣悪である。労働法の内容も充實してゐない。しかし解雇手當の慣行や福利施設の充實、其他温情主義的なものが此缺陷を或程度まで補つてゐる。だから我國の労働者は見掛け程悪い待遇を受けてゐるのではないと言ふのが、從來我國の労働状態を辯護する人々の均しく口にする言葉であつた。そうしてそれには確に肯定に値する一面の眞理があるのである。然るに、臨時職工の増加、之に因つて職工が自由労働者化する傾向は正に此所言を裏切るもの、我國労働關係の特徴として或意味に於て確に誇りに値するものが此傾向の發展と共に漸次に消滅し去らんとしてゐるのである。

以上に報告した事實が何を物語るかに付いては茲に改めて多くを語る必要がないと思ふ。要するに、我國資本主義の現時の状態を如實に反映するものが即ち如上の現象であると言つて仕舞へばそれまでのことであるが、法規違反の増加、工場災害の増加及び職工の自由労働者化の上に築かれた經濟好況の華が國家百年の大計を考へる者の眼から見て果して喜ぶべき現象であると考へることが出来るであらうか。工場監督年報は記してゐる。「近時軍需品工業の異常なる進展に伴ひ稍々悪性なる工場法規違反の漸く多きを見るに至りたるは労働者保護上洵に憂ふべき現象」である。又曰く「滿洲事變勃發以來國際關係の複雑化と共に軍需工業は非常なる活況を呈するに至り、一方爲替相場の影響を受けて染織工場亦好況の曙光見えたる爲め、動もすれば組織ある大工場に於てすら、敢て巧妙なる違法乃至脱法行爲に出づるか、或は非常時の名に隠れて工場法規違反に陥り易き事情存す」云々。尙又曰く「軍需工業界の目醒しき躍進に伴ひ各種法規違反の漸く多きを見るに至りたるは労働者保護上誠に遺憾の次第なり」云々。非常時よ、若しもそれが我武者羅に労働者をコキ使ふ爲めの掛聲であると言ふならば我亦茲に何をか言はんや。眞の非常時は國民すべての心よりする辛抱強き協心協力に依つてのみ之を打開することが出来る吾々は確信してゐる。此故にこそ吾々は「非常時の名に隠れて工場法規違反に陥り易き事情」の存することを憂ひ、「労働強化、労働時間の延長、不熟練工の増加等の影響」として工場災害の増加する事實を憂ふるのである。殊に臨時職工激増の爲め我國労働關係の特徴とも見るべきものが漸次消滅せんとするものあるを見るべき、吾人は到底黙止することが出来ないのである。

幸に最近内閣審議會と内閣調査局とが組織された。そうして調査局長官には嘗て社會局長官であり協調會専務理事であり、従つて此種の問題に付いて最も深い理解をもつ政治家吉田茂氏が就任した。希くば調査局が此問題を取り上げて慎重に之を審議し、之に依つて此問題に對する根本對策を樹立せんことを敢て懇望する次第である。(昭一〇・七)

退職手當と退職積立金法案



退職手當と退職積立金法案

附管せしむ。積立金の差押譲渡は之を禁ず。

新聞紙に依ると、社會局は失業対策の一として退職積立金法の制定を企て、其原案要綱を失業対策委員會に提出したといふことであり、而して委員會の席上池田成彬氏は大體原案に同意して此法律の制定に賛意を表したるに反し、藤原銀次郎氏は此制度の法制化を不可なりとし、殊に中小工業の負擔を重からしむる缺點を指摘して縷々反對意見を述べたと傳へられてゐる。

新聞紙に依ると、右原案要綱は次の如きものである。

一 適用範圍

事業の適用範圍は原則として常時十人以上労働者を使用する工場及び鑛山に限る、但し本制度に代るべき退職手当制度を有するものには之を適用せず。工場鑛山以外の事業に付ては必要に應じ擴張する。適用すべき者の範圍は労働者及び小額給料被傭者とし、實質上長期に亙る所謂臨時工にも適用する。

二 積立金

(一) 積立金は従業者の賃銀又は給料に對する一定の割合を従業者及び事業主の双方より積立つる退職積立金と、事業が一定限度以上の利益を收めたる場合に其の超過利益の一定の割合を積立つる特別退職及び解雇手当積立金の二種類に分つ。

(二) 事業主及び従業者双方よりの積立金は従業者各人別に之を積立て解雇退職のすべての場合に與ふ、但し懲戒解雇の場合には事業主の給與したる部分を交付せざることを得。

(三) 事業主が積立つる超過利益の積立金は更に二に分ち、一は従業者各人別に積立て従業者の死亡、已むを得ざる事由に因る退職及び事業の都合に因る解雇の場合に交付することとし、他の一は事業主が事業の都合に因り解雇する場合に給與すべき一定の解雇手当に對する準備金とする。

三 積立金の管理

積立金は他の資産と分離して郵便貯金、銀行信託會社へ預け入るゝ等確實なる方法を以て保管せしむ。積立金の差押譲渡は之を禁ず。

四 審査

公正を期する爲め退職手当積立金審査會を設く。

此原案要綱に對する新聞紙の批評は一般に好意的肯定的であるが、資本家側は——最近に於ける勞働立法一般に對する常習的態度ではあるが此所でも亦——相當強硬な反對的意見を發表し、全國産業團體聯合會は去る七月十三日郷會長の名を以て後藤失業對策委員會々長、赤木内務次官及び半井社會局長官宛に左の如き意見書を提出した。

退職手当の制度は主要工場鑛山等に於て夙に發達せる本邦獨特の慣行にして之が合理化と普及發達とを圖るの適切なることは本會の豫て提唱せる所なり。併しながら退職手当は被傭者の勤勞に對する慰勞及び感謝の表徴として事業主が情誼に基きて爲す贈與たる性質を有し、法規を以て濫りに強制すべき筋合のものに非ず、又事業主の資力、勤勞の種類其他の事情に依り手当の額に自ら差異あるは當然の事態と言ふべく、各種の企業を通じ同一の標準を以て律する能はざるものあり。

然るに今回失業對策委員會に附議せられたる退職積立金法案に於ては本手当の支拂を當

然事業主の負ふべき法規上の義務と爲し、且事業の種類規模等に関係なく一律の積立を強要せんとするは全く條理に反し、本邦産業特異の勞資關係を破壊するものにして到底吾人の承服する能はざる所なり。

加之本案は社會政策を偏重するの餘り中小工業に過重の負擔を課して其の存立を危からしめ、現下最も緊喫とする中小工業振興の根本政策に背馳するのみならず、猶幾多の重要事項に付き甚しき不備缺陷ありて、強ひて之を實施せんか、事業内に種々困難なる問題を惹起し、殊に事業經營に勞務者關與の弊を作り、徒に勞資の事端を繁からしむるに至るべし。

敍上の理由あるを以て吾人は全然本案に對し贊意を表すること能はざるを遺憾とす。本件に關しては須く手当制度の本質、從來の慣行、産業の負擔力等に付き、更に慎重調査を重ね根本的に研究を新にせられんこと切望に堪へず。

尙勞働團體側は大體に於て社會局原案に賛成するものと見られてゐる。現に七月五日社會大眾黨、全勞、總同盟の各代表は社會局を訪問して、該案は完全なる失業保險制度實現に至

る迄の過渡的便法として賛成するが、尙適用範囲の擴大其の他修正を要望すると述べ修正意見を提出したと言はれてゐる。而して總同盟の關東同盟から提示された修正案は次の通りである。

一、今回内務省社會局の立案したる退職手當積立法案は其立法の趣旨に就て我等も大に賛意を表するものである。而して眞に労働者の福祉の増進を所期するならば法案の内容を左記の如く修正すべきものなることを強く主張する。

- 一、適用範囲を十人以上の工場鑛山に限らず、他の職場にも擴大すること
- 二、從業員の責に歸すべき事由に因り解雇せられたる場合に於て、事業主は行政官廳の認可を受け退職手當中事業主の釀出したる分は支給しないことが出來ると言ふ點は甚だ漠然たるものなるを以て、(イ)破廉耻罪を犯したる者、(ロ)事業主と労働者側の合議により双方之を認めたる場合、と規定すること
- 三、積立金額は原案に依れば、事業主、從業員各々給料の百分の二となり居るも、事業主百分の三、從業員百分の二となし、之に政府が百分の二の補助金を支給し、以て手當金の

増額を圖り福利施設としての徹底を期することを要望する。以上が今回の立法問題に關聯する直接資料として吾々の集め得たものであるが、以下主として此等の資料に付いて本問題に關する多少の批判的考察を試みたいと思ふ。

退職手當制度法制化の可能性及び其限度を考究する爲めには、何よりも先づ從來慣行上行はれ來たりたる解雇手當の本質を明にする必要がある。

先づ第一に、吾々は全産聯の意見書が「退職手當は被傭者の勤務に對する慰勞及び感謝の表徴として事業主が情誼に基きて爲す贈與の性質を有し法規を以て濫りに強制すべき筋合のものに非ず」と記してゐる點を問題にせねばならない。何故なれば、若しも退職手當の本質が意見書の記す通りのものであるとすれば、此制度を法制化し權利として労働者に法律的保護を與へることは初めから不可能であると言はねばならないからである。

元來退職手當の慣行は資本主義以前の傳統的労働關係に其端を發するものである。此労働

關係の本質は身分的隷屬の關係たる點に在る。賃金を對價として勞務に服する有償的の債務關係ではなくして、賃金の支拂を受けることも勞務に服することも共に身分的隷屬の結果に外ならない。此故に、實質的には極度の低賃金と勞働關係の永續性が其特徴であり、形式的には財産法的權利義務の關係にあらざることが其特色である。勞働者が永年安い賃金で無事に勤めを仕上げると、雇主はそれに對する慰勞若くは謝禮の意味で暖簾分けをしてやるか其他現在の退職手當に相當する何等かの贈與的給付をするのであるが、勞働者が之を受けるとに付いて初めから何等の權利をも有しないのが其本來の立前である。

我國勞働關係の特徴と認められつゝ今日一般に行はれてゐる解雇手當の慣行はかくの如き傳統に由來するものであるから、其處に依然として傳統的特色が残存してゐるのは素より當然であるけれども、而かも其殘存が資本主義的勞働關係の本質的特色に依つて制約せられつゝ、それと調和する限度に於てのみ許されてゐると言ふ事實を看逃がしてはならない。

元來資本主義的勞働關係は賃金と勞働との對價的交換關係たることを其特色とし、雇入並に解雇の自由は其本質的要素である。資本家の立場から理想的に考へれば、其日／＼必要な

勞働者を能率に相當する賃金で必要なだけ自由に雇ひ得ることが最も望ましいのであつて、若しも假りに機械の進歩に因る勞働工程の簡易化が極度に行はれ、職業紹介所の發達に因つて必要勞働者の雇入れが極度にまで自由になることがあつれば、恐らく勞働者はすべて日傭勞働者、臨時工等の如き自由勞働者になつて了ふ可能性がある。唯實際にはかくの如き極端な自由勞働者化を妨ぐべき各種の事情が存在する爲め、現實は其處まで到達しないけれども、大體の傾向として資本家の最も希望する勞働者は必要の場合何時にても雇入るゝを得、必要の場合又何時にても解雇し得る勞働者であつて、其日／＼の勞働に對して賃金を拂ひさへすれば解雇の後のことまで心配する必要がないような勞働者こそ資本家にとつて最も望ましいのである。現に歐米諸國現在の勞働者はすべてかくの如きものであつて、さればこそ退職手當の如き慣行は殆ど存在せず、失業保險的の制度を以て全般的に失業問題を處理する必要に迫られてゐるのである。

我國現在の勞働關係は之と異なつて今日尙相當に傳統的要素を保有してゐる。しかし、人が屢々我國勞働關係の特異性と稱して誇つてゐる程本質的に特異なものが特に我國に限つ

て存続してゐる譯ではなく、大勢は言ふまでもなく資本主義の影響を受けて、労働関係も本質的には資本主義的のものに轉化してゐるのであつて、退職手当其他我國に特異のものと言はれてゐる一切の事柄は根本的には此資本主義の本質と矛盾しつゝ、僅に之と調和し得る限りに於て残存してゐるに過ぎないのである。

退職手当の慣行に付いて之を見るも、労働関係の資本主義化が之に及ぼした影響は甚大であつて、其結果色々の極めて興味深き現象が生まれてゐる。

先づ第一に、退職手当の慣行が最も有効に行はれてゐる所程慣行は制度化されて労働者の利益は権利化されてゐる。全産聯の意見書に依ると、退職手当は「事業主が情誼に基きて爲す贈與たる性質」を有すと言はれてゐるにも拘らず、現在有力なる諸會社中即ち最も資本主義的經營組織が発達してゐる、従つて最も資本主義化した労働関係をもつてゐる諸企業一が、最も有効に組織化された退職手当の制度をもつて居り、其所では手当は最早全く「情誼に基きて爲す贈與」たる性質を失つて権利化してゐる。無論懲戒的解雇等の場合には手当の全部若くは一部を支給せざる旨を定むる等此所にも尙傳統的的色彩は多少残されてゐるけれ

ども、全體として事が制度化され権利化されてゐる事實は之を否定し難い。

次に、性質上傳統的要素を最も残してゐる筈の中小企業に於ては一般に反つて退職手当の實行が困難になつて居り、雇入の際約束された手当的給付でさへも屢々履行不能に陥り、平素低賃金其他劣悪なる労働條件の下に酷使された労働者一例へば長い年期を勤め上げた丁稚・徒弟の類——が結局約束された手当さへ貰へずに退職せしめられる事例は吾々の屢々耳にする所である。

以上の事實は果して何を物語るものであるか。「情誼」に基きて爲す贈與に外ならないと言はれてゐる退職手当の慣行が、「情誼」的要素を寧ろ多分に残して居るべき筈の中小企業に於て反つて實行の困難を感じ、最も資本主義的に組織された企業に於てのみ且権利化された形式の下に於てのみ有効圓滑に行はれ得ると言ふ一見甚だ矛盾した現象は、實を言ふと何等の矛盾も包藏してゐるのではなくして、資本主義の影響を受けて本質的に變質した退職手当制度本然の姿を曝露するものに外ならないのである。合理的な資本主義的企業は常に一定の豫算に依つて經營されることを要求する。従つて資本主義的に成功してゐる企業は、一面退

職手当の慣行を許容する餘裕をもつけれども、同時に之を制度化することを要求するのであつて、單なる情誼的贈與は全く資本主義的經營と相容れない。大企業に於ては制度化せられた退職手当を利用して低賃金の弊害を緩和し、之に依つて勞働關係の調整を計る。之に反して大資本の壓迫の下にあえぎつゝ僅に經營を續けてゐる中小企業は、大企業に比べて一層勞働費を縮減する必要に迫まれて居るから、形の上こそ勞働關係に傳統的色彩を残してはゐるものゝ、一々勞働者に退職手当を支給する程の餘裕をもつて居らず、唯其日々劣悪なる條件に依つて低廉勞働を酷使するに依つて僅に經營を續けてゐるに過ぎないのである。要するに、退職手当は今や決して「情誼に基きて爲す贈與」として現實に其經濟的作用を發揮してゐるのではなくして、權利化せられたる退職手当のみが資本主義的經營の要求と調和して現實に動いてゐるのである。従つて之を此新しい形に於て利用し得る企業者は之を利用して勞働關係の合理化を計り得るに反し、中小企業者には其同じことが出來難いのである。

此故に、全産聯の意見書が、社會局原案を目して「中小工業に過重の負擔を課して其の存立を危からしめ」るものなりとしてゐる點は確に一理あるけれども、さらばと言つて退職手

當を飽くまでも「情誼に基きて爲す贈與」なりと規定し、極力共權利化に反對してゐる態度は到底之を是認し得ないのであつて、かくの如きは全産聯をリードする大資本の代辯者達が何時もながら中小企業の保護に藉口して勞働法的統制の己れに及ぶことを極力妨げようとしてゐる僞瞞的態度の現はれであると言はねばならない。

現在諸會社に行はれてゐる退職手当規定を隈なく蒐集して比較研究する力をもたない吾々は、僅に各種の印刷物に収録されてゐるものを通して其一斑をうかがひ知ることが出来るに過ぎないけれども、それだけを見ても、既に諸會社に行はれてゐる手当規定の中には、勞働者保護の見地から見て比較的完全なものも多少あるが、多くは甚だ不完全であつて、特に甚しく會社の負擔を加重せずとも之に改善を加へ得る餘地は大にあると考へられる。少くとも各會社に共通する必要にして可能な最小限度を規定し、之に依つて勞働者の保護を計る必要と可能性とは大に存在するのである。

若しそれ中小企業の爲めを言ふならば、それに可能な限度に於て特殊の制度を設けることも決して不可能ではない。例へば社會局原案に所謂「從業者及び事業主の双方より積立つ

る退職積立金」の如きは適當に之を組織しさへすれば、之を中小企業に適用し得べき可能性は十分に存在するのであつて、吾々は全産聯が此點に付いて何等積極的なる修正案を提議することなく、唯漫然「本手當の支拂を當然事業主の負ふべき法規上の義務」とすることに對して全般的に反對する態度を示してゐることを甚だ遺憾とするものである。

三

次に吾々は社會局原案中「從業者及び事業主の双方より積立つる退職積立金」のことを考へたい。此積立金は原案の企圖する退職手當制度中最小限度のものであつて、適當に組織される限り最も實現の可能性を有するものである。

此積立金は其名退職積立金と稱するも、實に現在工場法に基いて諸工場に行はれつゝある強制貯蓄制度に類似したものであつて、組織の如何に依つては之と全く區別なきものとなり、結局強制貯蓄制度を廣くすべての工場鑛山に強制すると何等擇ぶ所なき結果となるのである。何となれば、現在強制貯蓄制度を採用してゐる工場の中には、獎勵の爲め工業主の側から増

割金を出してゐるものも少からず、其上工場に依つては工場法の適用を受くる職工に付いては法定の強制貯蓄を爲さしめ、其以外の從業者に付いては積立金の名の下に右と同様の積立を爲さしめてゐる例が少くないからである。

果して然りとすれば、此種の積立金をすべての工場鑛山に強制するに付いては、從來の貯蓄制度に伴つて發生し勝ちであつた各種弊害を十分に研究して、同様な弊害の發生を未然に防ぐべき用意を爲す必要がある。

此點に於て先づ第一に考へねばならないのは、積立金の管理方法である。何故なれば、管理方法よろしきを得ざるときは、企業主之を流動資本として利用しつゝ經營不振の結果後に支拂不能に陥るが如き虞があるからである。社會局原案は此弊害に鑑みて「積立金は他の資産と分離して郵便貯金、銀行、信託會社へ預け入るゝ等確實なる方法を以て保管せしむ」と規定してゐるが、吾々の考では、現に例へば東邦電力株式會社で行つてゐるように積立金の管理を會社財政と全く獨立した共濟組合的なものに委ねる所まで行かねばならないと考へる。自由に理想を述べることが許されるならば、本制度實施の前提として共濟組合法を制定し

て共済組織の普及充實を計り、之をして共済事業の一部として退職手当の管理支給を爲さしめるのが最も望ましいように思ふ。而して特に退職手当制度運用の爲めには、現に健康保険法が政府及健康保険組合をして保険を管掌せしめてゐると同じように、現に共済組合を有し又は之を有し得べき企業に付いてはそれ〴〵其組合をして退職手当の管理を爲さしめ、其以外の——自ら独自の組合を組織し得ない——中小企業の爲めには——健康保険の場合のやうに——政府自ら直接に共済事業を管掌してもいゝし、場合に依つては職業別乃至地方別に一般的共済組合を組織せしめ之をして關係企業に於ける労働者の爲めに退職手当の管理を爲さしめてもいゝと思ふ。かくの如くにすれば、積立金管理の正確を期することも出来るし、個々の企業の経営不振に因つて支給不能に陥るが如き弊も之を防ぐことが出来る。殊に中小企業に對して退職手当制度を強制せんとすれば、是非共此種の組織が必要であつて、さもない限り多數小企業者をして滞りなく退職手当支給の義務を履行せしめることは恐らく不可能であらう。

次に社會局原案は従業者及び事業主をして各同額の積立を爲さしめんとして居り、労働團

體は之に反對して事業主側の積立金額を増額するの外政府より補助金を支給すべきことを主張してゐるが、失業保険と根本的に性質を異にする本制度に付いて政府の補助金を要求するのは理論的にも無理であるし、又我國現在の財政状態よりすれば事實不可能を要求するに近しいものであると言はねばならないと思ふ。退職手当本來の性質よりすれば費用はすべて事業主に於て之を負擔すべきであつて従業者をして半額を負擔せしめることすら理論的には筋が通つてゐない。現に行はれてゐる諸會社の退職手当規定に於ても事業主費用の全額を負擔する例は非常に多いのであつて、社會局原案が半額負擔の主義を採つたのは、恐らく事業主の負擔を成るべく軽くして制度の實現を容易ならしめんとする實際的考慮に出たものであらうと考へられる。實質的に事を考へると、事業主の負擔も結局は賃金から差引かれ従業者の負擔に歸するものと思はれるから、此點は深く之を問題にする價值がないようにも考へるけれども、制度實施の當初に於ては兎も角一應事業主の負擔が増大するから、同時に従業者に對しても同額の負擔を求め、之に依つて勞資双方の負擔均衡を計ることは恐らく本制度の實施を容易ならしむるに付き最も賢明な策であるように考へられる。

尙社會局原案は本積立金の支給に關し「懲戒解雇の場合には事業主の給與したる部分を交付せざることを得」る旨を規定し居る。之は恐らく現に行はれつゝある退職手当の慣行を顧慮して規定されたものであると思ふが、既に退職手当を權利化する態度を決定した以上、かくの如き例外は寧ろ全然之を設けざるを正當とするように考へる。何故なれば、かくの如き例外を設けることは頓て從業者に對して不當の隸屬を強要する結果となるのみならず、反つて無用の紛議を惹起する原因を作るものと言はねばならないからである。労働團體は此點に付いて多少の修正を提議して居り、社會局原案は亦退職手当積立金審査會の設置を提案し、之に依つて紛議の合理的且迅速なる解決を計らうとしてゐるらしいけれども、既に退職手当を權利化する態度を決した以上、此種の例外は全然之を設けない方がいゝように私は考へてゐる。

四

社會局原案は以上の積立金の外別に「事業が一定限度以上の利益を收めたる場合に其超過

利益の一定の割合を積立つる特別退職及び解雇手当積立金」を設くべきことを提議してゐるが、此制度は若しも之を有効に運用することが出来れば、獨り不況時に於ける大量解雇を圓滑に處理し得べき効果あるのみならず、間接には大量解雇を豫防する効果もあり得るであらう。惟ふに我國事業主在來の通弊は、好況時に於て濫りに高配當をなして將來に備ふるの用意を怠り、又は目先の利益に眩惑されて事業を不當に擴張し、其結果不況一度至るや労働者の大量解雇を行ふ必要に迫られ、而かも之を行ふに必要な資金の準備が不十分である爲め、とかく無用の紛議を惹き起し勝ちであつた點に在る。特別積立金の制度に依つて此通弊を多少共矯正することが出来れば、労働者の得る所少からざるのみならず、社會經濟の全般として利する所も亦少くないであらう。

しかしながら、此制度はかくの如き理論的長所をもつてゐるに拘らず、實行上幾多の難點をもつてゐるやうに思はれる。先づ第一に超過利益の何たるかを決する標準を定めることが困難である。假りに此困難は之を解決し得るとしても、實際上之を適用し得るものは株式會社に限定せらるべく、其以外の事業に其適用を及ぼすことは事實不可能であらう。何故なれ

ば個人經營の小企業の如きに於ては利益の有無さへ之を判定することが困難であつて、彼等をして超過利益を積立てしめると言ふようなことは言ふべくして實は到底行はれ得ないからである。

此故に、私の考では超過利益積立の制度は之を株式会社にのみ強制することとし、其實現方法としては目下商法改正事業が進行中であり、其中會社法に關する改正案は次期議會に提出される準備が出来てゐると言はれてゐる折柄であるからそれに關聯して至急此制度を研究し、新株式會社法中に之を實現するよう努力することが此際最も賢明であるように思はれる。傳へ聞く所に依ると、商法改正事業に關聯して此方面に注目を拂ふべきことを主張した學者も多少あつたとのことであるが、結局現在の委員會案に於ては全然此方面を度外に置いてゐるらしい。從來株式會社法を議する人々は兎角株主並に會社債權者の利益を保護することのみに專念してゐるけれども、今後の株式會社に於ては從業員の爲めに會社の資産を充實せしめ、之に依つて或は賃金の完全なる支拂を確保し或は退職手當支給の爲め確實なる準備を爲さしむるが如き方途をも十分講ぜねばならないように考へる。此際社會局及び商法改正事業

關係者の兩方面から此問題に注意が向けられるよう切望して置きたい。

五

之を要するに、今回の社會局原案には思想としても又方策としても相當善いものが含まれてゐるのであるが、其成果に餘り多大なるものを期待し過ぎてゐる爲め、ついで手を擴げ過ぎて用意の不足を暴露してゐる所に此案の缺點があるのだと思ふ。此故に、漠然手を擴げることを斷念して出來得る所、そうして必要な所に出來るだけのことを實現するよう、其處に努力を集中しさへすれば、相當價值ある制度を實現することが出来るのだと私は考へてゐる。全産聯のように、退職手當の性質に付いて自ら偏見を抱きつゝ、原案の短所を指摘することのみ急にして、積極的に之を修正すべき意見を提出せず、中小工業保護を名として一般的に退職手當の權利化を排斥せんとするが如き態度の不可なるは素より言ふを俟たないが、勞働團體が具體的可能の限度を考慮せず又退職手當そのものゝ本質を十分研究せずして或は適用範圍の擴大を要求し、或は政府の補助金を要求してゐるのも、此際此制度の成立を助成

せんとする態度としては遽に賛成すべからざるものがあるように思はれる。

中小企業と本制度との關係に付いては、社會局・全産聯・労働團體側、それ〴〵違つた立場から關心をもち、それぞれ異なつた意見をもつてゐるが、上記の如く適當に調整を加へれば、或程度まで此制度の恩惠を中小企業にも及ぼすことが出來ると考へてゐる。傳統的な労働立法の考方に捉はれてゐる人々は、すべての労働立法に付いて極力其適用範圍を擴大することのみに專念してゐるけれども、其態度には二の危険性が含まれてゐる。第一には適用範圍を擴大して成るべく小企業をも其中に包容しようとする爲め立法内容の程度を全般的に引き下げねばならない虞があり、第二には右と反對に立法の壓迫に依つて小企業を没落に導く虞があり得る。此故に、我國労働立法の問題を具體的に考へむとする人々は常に此危険性を眼中に置いて立法に適當なる局限を置くことを忘れてはならない。

少しく極端に失する見方であるかも知れないが、現在我國の小企業は失業を緩和する溜池の働きをしてゐる。成程此所では労働條件が劣悪である。しかしそれでさへ失業保険制度の下に於ける失業給付に比べると寧ろ優れた内容をもつてゐると言ふことが出来る。そうだと

すると無闇に労働立法の働きに依つて小企業の没落を促進するよりは、現在あるものをあるがまゝに存続せしめつゝ、これをして失業緩和の作用を營ましめることが労働法的立場から考へても反つて望ましいように考へられる。無論小企業は屢々苦汗労働制の培養場となり、引いては一般労働者の労働條件を低下せしめる原因を作るけれども、其種の弊害に對してはそれ相應の對策を講ずればよろしい。濫りに小企業を一般労働法の適用範圍内に引き込まうとするのは大局から見て決して策の得たものと言ふを得ない。小企業の爲めにはよろしくそれに特殊な労働立法を設けて、極度なる弊害の發生を抑止しつゝ、小企業に獨特な失業者吸收作用を適當に利用すべきである。此故に、退職手当制度を樹立するに付いても、小企業の爲めにはそれに適合する適宜の制度を設ければよろしい。一般大企業の爲めにする制度を強ひて小企業にまで適用しようとするのも間違であれば、小企業にまでも適用し得るようになるが爲め制度の内容を全般的に低下せしめるのも間違である。本問題に關する現實政策は此所に根柢を置いて冷靜に考慮される必要がある。(昭一〇・九)

小工業と労働法

小工業と労働法

各種の労働立法が企てられる度毎に極力之に反対し其阻止を計るのが近年に於ける全産聯の常習的態度である。私は此態度を必ずしも概括的に不當なりとするものではない。しかし反対は常に必ず何人をも首肯せしむるに足るべき適正な理由を以て基礎付けられてゐることを必要とする。さもない限り、徒に反対の爲めに反対する利己的態度と評せざるを得ないからである。

次に注目すべきことは、彼等が労働立法に反対するに際し、殆どすべての場合に、小商工業保護の必要を其理由中に加へることを忘れないことである。私は必ずしも此事それ自身を全體的に不當なりとするものではない。蓋し労働立法は多くの場合、大企業に殆ど何等の苦痛を與へざるに反し小企業に對して屢々致命的の苦痛を與へる傾向があり、而して如何に労働者保護の必要があるとしても、それが爲め濫りに小企業者の利益を無視し得ざること素より言ふまでもないからである。しかし、此種の理由を以て労働立法に反対する爲めには、立

法が眞に小企業に對して致命的脅威を與へる虞あることを事實に付いて立證する必要がある。さもない限り、小企業保護を名とし、小企業を楯として、實は大企業者が自らの利益を防衛せんとするものなりとの批評を受けべき可能性が多分に存在する。蓋し全産聯に於て壓倒的勢力を占むるものは言ふまでもなく大資本、大企業の代辯者であつて、彼等の主張がとかく大資本、大企業の利益擁護に偏し易いことは誰しも容易に考へ得る所だからである。

小企業保護論を以て労働立法を阻止せんとする議論は、既に工場法制定當時から存在したのであつて、決して昨今に初まつたものではない。そうして、小企業が非常に數多く存在すること及び小企業に於ては一般に傳統的な美しい労働關係が存續して居り、従つて濫りに之に法的規律を加ふることはやがて其美風を破壊し、小企業の存立を危くするものであると言ふやうな考へが一般人の常識になつてゐる關係上、小企業保護論は昔は勿論今でも尙ほ労働立法阻止の道具として極めて有力に働く性質をもつてゐるのである。

しかし、小企業現在の實情を事實に付いて精細に觀察するとき、人々は容易に此種の議論が多額の割引を以てのみ聽かるべきものなることを發見するのである。實を言ふと、小企業

をして一般的に現在の如き窮境に陥らしめたものは大企業の無制限なる發展と活動とである。加之此窮境を反つて自己の利益の爲めに利用してゐるものも大企業に外ならないのである。現在の實情に於ては、小企業は大體に於て最早大企業と對等の立場に立ちつゝ之と競争するものではなくなりつつある。小企業の大多數は色々の形式に於て大企業に隸屬してゐる。或者は資本關係に於て隸屬し、或者は又大企業の爲めに下請的の仕事をするのを專業とする等、大企業に隸屬するに依つてのみ僅に其生存を續けてゐるのである。かくの如き立場に在る個の小企業者は彼等を支配する大企業者に對して殆ど絶對服従の態度をとるの外ない。其結果大企業者が採算の必要上切り詰めを強要すれば、小企業者は労働條件の低下に依つて此要求に應へるの外他にとるべき途がないのであつて、小企業に於ける劣惡労働條件は大企業の爲めに利潤を保障する必須條件たる働きを爲しつゝある。小企業者が劣惡なる労働條件を以て労働者を酷使し、之に依つて生産費を切り詰めることに成功すればすれ程、彼等を支配する大企業者の利潤は確保されるのであつて、かくの如き實情の下に於ては大企業者が小企業保護の必要を口實として労働立法を阻害せんとする傾向に陥るのは當然であつて、私が全産

聯の小企業保護論を言葉通り素直に聽くことが出来ないのも此理由に因るのである。

私は小企業をもすべて大企業と同様同一内容の労働立法を以て律すべしと言ふのではない。小企業に特殊の事情があつて特に之を顧慮する必要があるならば、之を顧慮して小企業の爲めに特殊の立法を爲すべきが當然である。小企業保護の必要を理由として漫然労働立法を全體的に阻止し、之に依つて大企業を必要なる労働立法の規律外に置くのみならず、小企業の爲めに之に特殊な労働立法を爲すことを怠るが如きは斷じて許すべからざるものと私は考へるのである。

二

元來我國現行の労働法は其適用範圍が極めて限局されてゐる點に最大の短所を包藏してゐる。商業・海運業・農業等の労働者が今尙ほ殆ど全く労働法の適用範圍外に置かれてゐるのは勿論、工業労働者でさへも——最低年齢法及び労働者災害扶助法に於ける僅な例外を除くの外——工場法の適用を受くる工場の職工及び鑛業法上の鑛夫のみが労働者保護法の適用を

受けるに過ぎない。職工と雖も工場法の適用を受けない工場のそれは今尙全く保護法の適用外に置かれてゐるのである。

現在の工場法に依ると、同法の適用を受ける工場は「常時十人以上ノ職工ヲ使用スルモノ」及び「事業ノ性質危険ナルモノ又ハ衛生上有害ナル虞アルモノ」に限るを原則とし、其外右の範囲に屬する工場と雖も同法施行令第一條に規定する事業のみを營む者は原動機を使用せざる限り同法の適用を受けざること及び右の範囲に屬せざる工場と雖も原動力を用ふるものには工場法の一部を適用する旨の二例外が設けられてゐる。

工場法の適用範囲が今日の程度に定められるまでには、既に立法過程に於て立案上數次の變遷があり、立法後今日に至るまでの間にも多少の改正が行はれてゐる。既に明治四十三年工場法案が第二十七議會を通過した場合に於ても、政府提出原案が適用工場の範囲を「常時十人以上職工を使用スルモノ」と定めてゐたのを衆議院委員會に於て「常時二十人以上ノ職工ヲ使用スルモノ」と改め、後本會議に於て更に之を「常時十五人以上ノ職工ヲ使用スルモノ」と改めたのであつて、之が更に現在のように「常時十人以上」と改正されたのは大正十

二年である。之を以て見るも、小工場を工場法の適用範囲外に置かうとする意見が前々から如何に力強く行はれたかを知ることが出来るのであつて、其意見の根據が常に「家内工業」乃至「農家ノ副業トシテ經營セラルル小工場」保護の必要に求められてゐることは特に注意を要する。

しかし、立法の當時、既に小工場に於ける勞働状態の一般に不良なるものであることは人に依つて十分に認識されてゐたのであつて、例へば原案起草に最も深い關係をもつ岡實博士は、當時日本工業協會が「十人ヲ以テ最低限ト爲ストキハ、動モスレバ、家内工業ト牴觸シ、從來簡易經濟的ニ發達シタル家内工業ヲ阻害スル憂アリ、故ニ二十人以上ト改メ可及的家内工業以上ノ工場ヲ以テ本法取締ノ範圍ヲ定ムルヲ要ス」と主張したるに對し、「(一)二十人未滿ノ工場ト雖家内工業ノ範圍ヲ脱シテ工場組織ヲ有スルモノアルノミナラズ、十人以上ノ工場ニ在リテハ既ニ副業ノ性質ヲ脱シテ專業トシテ經營スルモノ多シ。(二)二十人未滿ノ小工場ニハ規律ナク節制ナキモノ多ク、或ハ無制限ニ職工ヲ使用シ、職工疲勞シテ業務ヲ執ルニ堪ヘザルニ及ンデ、或ハ之ヲ鞭撻シ、或ハ之ヲ拘禁シ、其ノ疾病用に堪ヘザルニ至リ

テ之ヲ放逐スル等、保安警察ノ注意ヲ要スルモノ多シ。(三)殊ニ我國ニ最モ多數ヲ占ムル織物工場ノ如キハ同業者間ノ競争激甚ナル爲、不知不識ノ間ニ不當又ハ不法ニ職工ヲ傭使スルニ至ルコトアリ」との事實を報告してゐる(工場法論三一頁)。

かくの如く、小工場に劣悪なる状態の恐るべきものあることは工場法制定當時既に人々に依つて十分認識されてゐたのであるが、同様の事情は工場法施行後も依然として同法非適用工場間に存続して今日に及んでゐる。のみならず、小企業の大企業に對する隷屬的傾向は益々此の事情を悪化せしめつゝある。例へば輸出業者・デパートメントストア―其の他大企業者に隷屬することを強要されてゐる小企業者等は、決して自己の自發的要求のみから劣悪な労働條件を労働者等に強要してゐるのではない。一面同業者との過激なる競争に苦しめられつゝ、他面彼等を支配する大企業者の誅求的態度に苦しめられればこそ、彼等は唯一の遁避所を労働條件の劣悪化に求めてゐるのである。直接労働者を使用する者の立場よりすれば、労働條件が餘り悪いと労働者が使ひ憎いから、他から之を強制するものさへなければ小企業者と雖も決して自發的に労働條件を不當に低下せしめる虞はない。然るに大企業者の誅求と

同業者の無節制なる競争の爲めに、已むなく労働條件を劣悪することを強要されてゐるのである。

此時に、現在の實情に於ては、労働立法に依つて小企業者相互間の無節制な競争に制限を與へてこそ、小企業に於ける労働條件は改善される可能性がある。小企業者が協約に依つて結束し、之に依つて彼等の支配者たる大企業者に對して共同戦線を張ることが出来ればこそ、労働條件の劣悪化を防ぐことが出来るのであつて、昭和十年二月社會局が「労働條件ニ關スル協定ノ強化ニ關スル法律」の制定を企てたのは、此共同戦線に法律的支持を與へることに依つて、一面労働者に保護を與へると同時に、他面小企業者現在の苦境を多少とも救はうとしたものに外ならないのである。

三

社會局が「労働條件ニ關スル協定ノ強化ニ關スル法律」の制定を企てた動機は、工場法非適用工場に於ける労働状態が一般に劣悪化し、「國民保健上將社會政策上甚ダ遺憾」と考へら

れる程度に達したと言ふ認識の下に、「近時同業組合、工業組合等ノ同業者團體ノ組織廣ク全國ニ發達シ其ノ協定ニ依リ勞働狀態ノ改善ヲ計ラントスルモノ」が追々現はれて來た實情に鑑み、「此ノ傾向ヲ助長シ之ガ遵守ヲ確保」する爲め特別の法律を制定することが、非適用工場に於ける勞働條件を改善する方法として差當り最も適當なりと考へたことにある。

社會局が立案の資料として蒐集した協定の事例を通覽すると、特に次の諸點が目につく。

(一) 在來の協定はすべて府縣當局者の勸奨乃至斡旋に依つて成立してゐる。此事は一見此等の協定が官憲の壓迫に依つて強制的に締結されたものではないかと言ふ感じを與へるけれども、同業者相互の無節制な競争の爲めに企業者自らが困窮してゐると言ふ客觀的情勢があればこそ當局者の勸奨乃至斡旋も其效を奏し得たものと考へるのが事實に即した見方であらう。

(二) 協定の内容は區々であるが、(イ)就業時間數を工場法の規定する所と大體同一ならしむる趣旨の規定はすべての協定中に存在する、(ロ)中には休日、休憩時間等を規定したのもあるが、(ハ)賃金のことを規定したものは殆ど存在しない。唯例外的に「就業時間ノ嚴

守ニ依リテ職工賃金收入ニ影響セシメザルハ勿論幾分ニテモ増額セラル、様單價ヲ引上グル事」と言ふが如き規定を設けてゐるものがある。(ニ)尙ほ僅な例であるが問屋との關係を規定してゐるものゝあることは特に注意に値する。即ち或る協定に於ては「問屋側トノ協定工賃ハ今後如何ニ不況ノ場合ト雖絶對ニ歩引キヲ爲サザルコト云々」と規定し、他の或協定中には「剪毛工賃ニ付作業時間ノ嚴格履行ニ對シ從來ト比較シ重大ノ經濟狀態ニ大影響ヲ來タス事ニ相成、之レガ解決法ニハ昭和八年六月ヨリ工賃ノ値上ヲ現行織屋側ヘ對シ左記ノ賃金ヲ支拂ハルル様全力ヲ以テ即時接渉スルモノナリ、若シ相對ノ交渉ニテ圓滿解決ニ至ラザル場合ハ直ニ第三者ニアル立場ノ者ヲ介シテ吾々業者ノ現今ノ慘狀ヲ披瀝シ、而シテ今後如何ニ不況ノ場合ト雖モ最低賃金單糸別珍一足代九拾錢ヲ協定出來ル様大運動ヲ起シ云々」と云ふが如き問屋の壓迫の爲め業者の苦しみつゝある事情を如實に想見せしめるような規定が見出される。

(三) 協定強行の方法としては、違反者に対する制裁として違約金・始末書提出等を規定するものが多い。但し實際上は協定の成立に付き府縣當局者・警察署長等が介在してゐるこ

とに協定強行の最も力強い實質的基礎があるものと考へねばならない。

協定の事例は現在の所未だ僅少に過ぎない。協定の内容も一般に極めて貧弱である。しかし之は主として現在では協定の成立を困難ならしむる幾多の障害が存在することに基因するのであつて、此障害を除去せんとする所に社會局立法の目的が存在するのである。現在では假りに同業者中多數の者が協定の成立を希望しても一二の反對者が現はれると協定を作るこゝが出来ない。又或地區の同業者間は幸に意見が纏まつても他の近接地區に競争同業者がゐる爲めに協定を作り得ない。殊に其地區が互に府縣を異にする場合には一層困難である。例へば最近大阪府ではメリヤス靴下製造加工業者の協定が成立したが、初めはメリヤス襪衣、股引、パッチ等の製造加工業者をも協定に加はらしめる豫定の所、後者に付いては和歌山縣奈良縣等にも同業者があり、其方との妥協がつかない爲め、終に已むを得ず協定を靴下製造加工業のみに限定したと言ふ事實が報道されてゐる（勞働時報十年十月號）。

社會局は此等の障害を除去する爲め、「同業者團體が勞働條件又ハ之ニ直接影響アル事項ニ付協定ヲ爲シ其ノ加盟者三分ノ二以上ノ同意ヲ得テ申請シタル場合ニ於テ行政官廳勞働條件

ノ適正ヲ期スル爲必要アリト認ムルトキハ當該協定ヲ爲シタル同業者團體ノ加盟者又ハ其地區内ノ同業者ニ對シ其ノ協定ノ全部又ハ一部ニ依ルベキコトヲ命ズルコトヲ得」との規定を設けると同時に、其命令の實效を確保する爲め、當該官吏の作業場臨檢權及び違反者に對する制裁として罰金を規定せんとしたのである。其規定内容は極めて簡短であるが、此程度の規定が出来ただけでも、協定の成立は非常に容易となり、全國に互つて非適用工場に於ける勞働條件を改善する効果は相當大なるものがあるであらうと私は想像してゐる。

四

社會局當局者をして以上の如き立法の必要を感じしむるに至つた原因である小工業に於ける勞働條件の劣悪なる状態を改善する方法は無論他にも考へられる、私も亦社會局案を最善唯一のものとするのではない。

理想的に言へば、工場法適用工場の制限を撤廢して、同法を例外なくすべての工場に適用することが望ましい。そうして若しも必要あらば特殊の家内工業に付いてのみ特別規定を設

けることイギリスの工場法（第一一條）に於けるが如くするが、いゝであらう。

更に進んでオーストリア・イギリス式の産業委員會制 Trade Board system を採用する所まで行き得れば一層理想的であらう。此制度は丁度現在我國の小工場に於ける労働状態と同じやうな劣悪な状態を救治する目的を以て第十九世紀の末葉オーストリアに於て初めて採用されたものであつて、苦汗労働制 sweating system を撲滅する方法として最も有効なるが爲め、其後イギリス其他の國々にも採用されたものである。労働組合の力に依つて労働協約を締結し得るが如き種類の労働者は協約に依つて自力的に労働条件の維持改善を計り得るが故に、彼等の爲めには此種の制度の必要のないこと勿論であるが、其以外の労働者には同様の方法で自力的に事を解決する力がないから、官憲の仲介に依つて勞資混合の委員會を産業別地區別に組織せしめ、之をして賃金率其他労働条件を協定せしめんとするのが此制度の目的であつて、我國でも此所までゆき得れば最も理想的である。上記の協定制に於ては同業者即ち雇主側の不正競争防止協定に依つて労働者が單に間接に利益を受けるだけのことであつて、協定上労働者の利益が十分に顧慮されない恨みがあること素より言ふまでもない。

従つて協定の内容も高々就業時間の制限等工場法の就業制限規定と同様のものを規定し得るに止まり、容易に賃金を協定する所までは進み得ない。此故に理想的には委員會制まで進むことが望ましいのは素より言ふまでもない。

しかし、社會局案には——一面甚だ不徹底であると言ふ大きな缺陷があるけれども——ともかく現在既に法規の制定を俟たずして事實上相當數多くの協定が成立しつゝある、此客觀的事實に基礎を置いて其傾向を助長せんとしてゐる所に實現性が大きいと言ふ一の強味がある。單に不徹底の故を以て一概に之を排斥するのは當らない。

嘗て第十九世紀の中葉オーストリア其他中歐の國々の中には大企業の發達に伴ふ小企業の没落的傾向を救ふ爲めに同業組合制度を復活したものがあつた。そうして組合規約中に労働条件のことまでも規定せしめ、之に依つて小企業者の無規律な競争の爲めに労働者が犠牲になることを防がうとした事例がある。傳ふる所に依ると、此制度は事實餘り良好な成績を擧げなかつたとのことであるが、彼此國情を異にするが故に、假りに彼が失敗であつたとしても、直に此故を以て我國に於ても亦失敗すべしと即斷する譯にはゆかない。初めから過大の

期待をかけさへしなければ相當の成績は擧げ得るであらう。そうしてこれを基礎として産業委員會制を採用する所まで漸次に進んでゆくのが此際最も賢明な行き方であるように私は考へるのである。(昭二一・一)

市電爭議雜感

市電爭議に於ける根本的問題は市電財政の行き詰まりと其更生策とにある。從て此點に觸れざる限り、今回の爭議に對して實質的な批判を加へる事も出来なければ、其徹底的解決策を考へる事も出来ないのは勿論であるが、吾々局外者は一般に現在尙未だ其所まで實質的考慮を進め得べき地位にない。

以下には唯勞働法の研究者として特に注意を惹いた一二の事柄に付て多少の感想を述べて見たい。

二

先づ第一に、吾々の考へねばならないのは、解雇手当支給に依る従業員の一部解雇と新規雇入なる方法に依る賃金減額方式の當否如何である。此方法は一見頗る巧妙であつて理論的にも何等非難を加ふべき點がないように思はれる。而かも何人も其所に何となく不自然不穩

當なものがあるように感ずるのは何故であらうか。或人は餘りに事が技巧に過ぎて人情の機微に觸れてゐない點にかくの如き感じの起る原因があるのだと言ふ。しかし吾々は更に立ち入つて理論的に此原因を探究解剖して見る必要がある。

私は今回市電當局の執つた方法の中には許すべからざる理論的矛盾が伏在してゐるよう思ふ。人々が何となく其方法を不自然不穩當と感ずるのも畢竟其矛盾の爲めであると思ふ。實際上の遣り方がまづいと言ふような具體的判斷が此感じを生んでゐるのではなくして、理論的に許すべからざる矛盾、換言すれば他の如何なる場合に付ても同様に許すべからざる矛盾が伏在してゐる所に其原因があると私は考へる。然らば其矛盾とは何か。以下私は之を理論的に分析して其實體を明かにし、之に依つて單に今回の事件に對して回顧的批判を加へるのみならず、今回許されざるものは他の如何なる場合に於ても同様に一般的に許されざるものなることを明かにして置きたい。

元來解雇手当は歐米諸國に殆ど其例を見ない我國特有の制度であつて、其法律的性質に付ては從來學者の間にも相當議論があるけれども（長谷孝之「退職手当制度の現状」社會政策時報一

二五號一二六號所載參照)、其經濟的目的は要するに其支給を豫約するに依つて勤務の安定・能率の増進等労働管理の効果を收めようとする點にあるのであつて、労働者も將來其支給を受くべきことを豫期すればこそ平素忠實勤勉に従業し又成るべく長く其雇傭關係が繼續するよう努力するのである。即ち元來が失業保險乃至失業手当の如く解雇の爲めに存する制度ではなくして、解雇の際永年の勤務に報ゆる目的を以て支給されるものなのである。實際的には、此制度あるが故に解雇を合理的に行ひ得ると言ふ效用も勿論ある。而して從來も其效用が實用された例は決して稀れでないけれども、之を初めから解雇の具として利用せんとするが如きは明かに制度の濫用である。長年勤め上げた高給の老従業員に比較的多額の解雇手当を支給して勇退せしめ、之に依つて従業員の薪陳代謝を計るが如きは此制度の最も良い利用であるが、今回市電當局が企てゝゐるやうに手当の支給に依つて従業員を一齊解雇し、新に初任給を以て其全部を雇入れんとするが如きは、明かに此制度本來の精神を無視して之を濫用せんとするものに外ならない。かくの如き方法を執るとき、成程賃金を一般的に減額する目的は形式的に一應之を達し得るかも知れないけれども、これに依つて従業員から一般的に永年

勤務の利益を奪ふとき解雇手当本來の目的たる労働管理上の効果は全く没却されて寧ろ反つて反對の効果を生むべきは當然である。今回市電當局の欲してゐる所は従業員の解雇にあるのではない、従業員はそのまゝ全部事實上従業を繼續して欲しい、しかし形式上一旦は全部之を解雇して、新に初任給を以て之を雇入れる形式を採らうとするのである、そうして解雇手当の支給に依つて其間に起る經濟上の不都合を除き乃至緩和せんとしてゐるのである。しをしながら、かくの如くにして従業員から過失なき忠實なる繼續的勤務に依つて特別の利益を受け得べき期待を奪ひ去るとき、市電は果して今後従業員から從來同様の良き勤務を期待し得るであらうか。解雇手当は抑も労働者に安定を興へることを本來の目的とするものである。然るにそれを逆用して解雇の具として濫用するとき、勤務の安定・勞務能率の増進等労働管理上の効果は全く之を期待し得なくなり、反つて反對の結果を生むべきこと正に當然の歸結なりと言はねばならない。元來解雇手当制度と失業保險制度とは一見類似の效用を有するが如くにして、實は全く正反對な經濟事情と思想との上に立脚するものである。失業保險制度は資本主義的純粹原理の上に立脚する、個々の企業者は各時々に於て必要なる最小限度

の労働を傭使しようとする必、要なる労働者を何時にても直に雇入れ得る代はりに、不必要となつた労働者を何時にても直に解雇し得る制度が資本主義的企業にとつて最も都合のいい制度である。而して失業保険制度はかくの如き雇傭制度の實行を可能若くは容易ならしめることを目的とするものであつて、要するに雇傭関係の迅速なる轉換を前提とするものである。之に反し解雇手當は雇傭関係の永續を前提とする制度であつて、封建的な奉公關係に其端を發するものである。勿論實際上の雇傭關係が永續の身分的關係から漸次契約的對價的關係に轉化するにつれて、本來温情主義的給與であつた解雇手當も漸次契約的權利のものに轉化しつゝあるけれども、其轉化に拘らず今日尙依然として本來の温情主義的要素を帶有してゐる所に解雇手當の特色が存在するのであつて、さればこそ現在諸工場の解雇手當規則等に於ても其支給を權利義務として明定しつゝ、而かも同時に例へば「職工不都合の所爲あるに因て解雇せらるゝときは之を支給せず」と言ふが如き規定が廣く一般に行はれてゐるのである。我國の雇傭關係も實際には資本主義的労働關係に轉化しつゝあること勿論であるが、而かも尙其所に多分の封建的要素を残してゐる所に我國労働の特色があり、其所に其長所もあり又短所もあるのである。而して解雇手當は此特色と極めて密接な關係を有する制度である。

此故に、解雇手當制度の運用は飽くまでも其本來の使命の範圍内に於てのみ行はるべきであつて、今回市電當局の爲さんとしつゝある所の如き其最も甚しい濫用と言はねばならない。市電當局は今日資本主義的見地から市電企業の合理化を計る爲め従業員の雇傭關係をも資本主義的労働關係に轉化せしめようとしてゐる。而して其手段として本來非資本主義的原理の上に立つてゐる解雇手當制度を利用せんとしてゐる。吾々は其所に最も甚しい矛盾の伏在してゐることを看逃がし得ないのである。市電企業を合理化せんとする素より可なり。しかしそれは企業の全體について調和的計畫的に行はれねばならない。然るに今日當局の行はんとする所は労働關係のみの獨立的合理化であるのみならず、其資本主義的合理化と解雇手當制度とが本質的に相容れざるものなることを度外視し此制度のかくの如き濫用がやがて其傭使する労働に本質的變化を與ふべきことを忘れたものであつて、吾人の最も矛盾とし非なりとするものは實に此點に存する。

現在諸外國からソシヤル・ダンピング云々の非難を加へられつゝある我國の労働事情が、

實質的には純資本主義的な労働關係に慣れた諸外國人の皮相的觀察に映するものとは著しく異なり、賃金額の多寡のみを以て形式的に其良否を判断すべからざるものがあるのは、蓋し我國現在の労働關係に今尙多大の封建的色彩が残されてゐるからであつて、解雇手當制度の如きは實に其特色を現はすものとして最も顯著なものである。勿論我國の労働關係も實際的には資本主義的影響を受けて漸次に其封建的色彩を亡失する傾向に在るけれども、今尙現實の事實として其色彩の残つてゐる事を度外視してはならない。そして極力其短所を矯めつゝ出來得る限り其長所を生かして、我國労働關係の特色を發揮し善用する必要がある。

然るに今や市電當局は従業員全部に規定の解雇手當を支給して之を一齊に解雇し、之に依つて彼等から永續勤務に依つて得べき利益を一般的に奪ひ、同時に之に依つて従業員一般の賃金を一齊に減額せんと企てゝゐる。かくの如きは明かに解雇手當制度の特色を無視して之を労働關係の資本主義的合理化に利用せんとするものであつて、市電今後の労働關係が之に依つて益々純資本主義的のものとなり、従業員から一般的に勤務の安定が奪はれる結果市電に於ける労働關係が今回愈々悪化すべきことを吾々は心より恐れるのである。

三

次に吾々の注目すべきは、今回の爭議と労働爭議調停法との關係である。今回の爭議に於ける労働者側の態度は我國労働史上殆ど先例を見ない程統制的であつて、保安警察的理由による官憲の干涉に殆ど何等の動機をも與へない程規律的である。其結果今までの所罷業労働者自らに對して殆ど警察的干涉が加へられてゐないのは素より、外部よりの應援行為に對しても殆ど何等の干涉制限が加へられることなくして、すべてが極めて順調に進行しつゝある。然るに新聞紙の傳へる所に依ると、労働爭議調停法に依る強制調停手段が近く實施されようとしてゐる。帝都の交通状態が一日も速に正常に復歸することは、萬人の均しく熱望する所であつて、官憲が適當の機會を捉えて速に爭議解決の目的を達せんとする亦素より當然であるけれども、私の恐れるのは現行調停法によると一度調停手段が開始されると労働者側の闘争力が著しく制限されて其結果調停が不公正に陥る傾向の在ることであつて、今回の如き統制規律ある爭議に對してかくの如き解決を與へることは今後の爲め甚だ望ましくないと私

は考へるのである。

現行調停法は調停開始以後に於て「現ニ其ノ爭議ニ關係アル使用者及労働者並其ノ屬スル使用者團體及労働者團體ノ役員及事務員以外ノ者」即ち一般第三者の應援行爲を全般的に制限し、違反者に對して三月以下の禁錮又は二百圓以下の罰金を課すべきことを規定してゐるから、一度調停手段が開始されると、それまで外部の労働團體から與へられた精神的乃至物質的援助はすべて禁止されて罷業團は孤立無援に陥る。勿論法律上市電側も同様の制限を受けるけれども、實質的に事を觀察すると罷業労働者側の應援行爲は性質上多く不法視せらるるに反し、市電側のそれは多く適法視される結果、爭議當事者相互間に勢力の不均衡を生じて調停も結局労働者の不利に決定する虞が多分に存在する。

爭議を一日も速に解決せんとする、事や素より可なりと雖も、與へらるべき解決は飽くまでも公正でなければならぬ。然らざる限り一時の解決もやがて來るべき第二の爭議の原因となるに過ぎないからである。現行法によると、一度調停手段が開始されると第三者の應援行爲が著しく制限される爲めに労働者の立場は著しく不利益に陥る。友誼團體の物質的乃至精神的應援が不可能となるは勿論、新聞紙其他一般輿論の批判までが拘束を受けて罷業團は極度の孤立無援に陥る。而かも法文の形式上同じく外部の援助を拒否されてゐる筈の使用側は適法なる形式の下に事實上外部から人的乃至物的援助を受けることが出来る爲め、調停上労働者の立場が極めて不利に陥るのは當然であつて、此状態から公正な調停が生まれることは到底之を期待し得ないのである。

此故に、私は今回の如く爭議が統制規律ある極めて理想的な形に於て行はれつゝある此機會に於て、一面警察當局者が調停法の運用上極力爭議當事者双方の間に成り立つてゐる勢力の均衡を濫りに外部的干涉によつて破壊せざるよう注意せんことを希望すると同時に、將來に對しては政府が現行法を改正して外部の應援行爲と雖も特に公安を害せざるものは廣く之を許容するようにすることを希望したい。現在の制度のままでは一度調停手段が開始されると、労働者の立場は極めて不利になる。其結果形式的には調停の成立が容易になるかも知れないけれども、實質的に公正な從て産業平和の永續的確立に適する調停に到達することは不可能である。私は今回の爭議を機會に政府當局者が此點に注意を向けることを希望してやま

農村更生運動と小作法

ない。(昭九・一〇)

農村更生運動と小作法

農村更生運動が全體として農村經濟を復興せしめることに成功したかどうか、此問題に對して斷定的の意見を述べ得る時期はまだ到來してゐないと私は考へる。成程個々の村々に付いて差當り相當良好な成績を現はしてゐると言ふ事實は之を認めることが出来る。しかし、個々の村々が一時的に景氣付いたと言ふことは我國農村の將來を全體的に考慮するものにとつては餘り價値の多い事柄ではない。更生運動の結果我國の農村が全體として經濟的に復興する見込みが付いたであらうかどうか、それが眞に問題とするに足る問題の中心點であつて、之に對しては今尙何人も斷定的な意見を述べる事が出来ない。輕卒に否定的意見を述べることの許されないのは勿論であるが、さらばと言ふて此際自信を以て肯定的意見を述べ得る人は——現在更生運動に従事しつゝある人々の内にさへ——恐らく一人もないであらうと私は考へてゐる。

勿論農村更生運動は一面經濟運動であると同時に、他面精神運動たる要素を多分にもつて

ゐる。論者の中には更生運動の重點を後者に置いて前者は寧ろ其手段に過ぎずと考へ、從つて運動の經濟的效果は假りに局地的乃至一時的であるとしても、之に因つて精神作興の氣運を造ることさへ出来れば、それを契機として自ら農村復興の基礎が出来上ると言ふやうな極めて樂觀的な考方をしてゐる人もあるけれども、健實な經濟的基礎を伴はない精神作興運動は要するに興奮劑以上の何物でもあり得ない。成程興奮劑は一時的に人々の元氣を引き立てることが出来る。衰弱した人々は之に依つて一時元氣を取り戻して働くことが出来る。しかし興奮劑は畢竟興奮劑以上の何物でもあり得ない。成程興奮劑の施用は之に因つて一時的効果を收めることが出来るけれども、同時に構成的營養的作用を爲す何物かゞ伴はない限り、一時的興奮の跡に残るものは前より甚しい衰弱以外の何物でもない。健實な經濟的基礎を伴はない精神運動は成程一時的には花々しい効果を現はすことがあり得る、しかし其効果が花々しければ花々しい程後に悪い反作用を残す處がある。此故に現在の農村更生運動が如何に精神作興的に成功してゐるとしても、もしもそれが健實な經濟的基礎を伴はないとすれば、後には反つて悪性の反作用を残すに過ぎないであらう。現在更生運動の將來を心配してゐる人

人は一般に此の恐るべき將來を恐れてゐるのである。現在多數の人々は更生運動が差當り現はしてゐる効果の花々しさに眩惑されて無批判的に此運動を賞讃してゐるけれども、吾々は寧ろ反つて頓て來るべき反作用の恐るべきものなきやを恐れてゐるのである。

二

現在の農村更生運動は主として農家所得の増大と生産費及び生活費用の減少とを目標として行はれつゝある。而して其爲めに行はれつゝある諸方策は必然に農村労働力の總動員と極度の労働強化とを強要しつゝあるにも拘らず、多數の人々は之から生ずべき結果の中良き方面にのみ注目して樂觀しつゝ、惡しき方面を看却して之を防止乃至緩和すべき方策の必要を忘れてゐるように思はれる。

農村更生運動の結果増加した労働供給量は全國的に見ると非常な數量に達するものと想像される。而してこの労働供給量の増加は、一面に於て必然農産物の増産を來さしめ、頓ては其價格の下落を惹き起す處があると同時に、他面に於ては耕地に對する農民の需要を増大せ

しめ、彼等の間に耕地獲得の競争を喚起して地代の一般的高騰を來さしめる處がある。無論同時に小作農其他労働農民の所得は増大するであらう。そうして此事は地主及び債權者にも好影響を與ふべきこと勿論である。しかし農産物の價格下落と地代の騰貴とは結局に於て反つて労働農民の貧窮を甚しからしむる處あると同時に、小作争議を誘起する危險が十分に存在する。其上極度の労働強化は必然労働農民の肉體及び精神に惡影響を及ぼして、彼等の資質を全體的に低下せしめ、其結果一時更生運動に依つて元氣を取り戻した農村も頓ては反つて其慢性的衰弱の症狀を甚しくする處がある。

此等のことを考へ合はせて見ると、更生運動の良き結果にのみ目を眩はれて、其惡結果に留意することを忘れ、之に對する萬全の對策を講ずることを怠るに於ては、一時的若くは局部的に花々しい成功を收めた此運動もやがては反つて農村を全體的に極度の窮乏に導く處が大に存在することを否定し得ない。

無論先にも一言した通り、農村更生運動には初めから精神運動たる要素が多分に含まれてゐる。従つて多少とも農村人の精神復興に役立つことが出來れば、縱令經濟的には多く積極

的の成果を擧げ得ずとも、そのみを以て直に更生運動を全然無意味であると批評する譯にはゆかない。蓋し多數農村の中には必ず此精神復興を機縁して更生の幸福を見出すものが多少は存在するであらうと考へられるからである。しかし此種の一時的乃至局部的成果に目を奪はれて、此運動が今後永く農村の上に残すべき影響を研究することを忘れてはならない。現在運動の局に當つてゐる人々は、とかく目前の現象にのみ捉はれ易いから、運動の將來に付いても比較的樂觀的な見方をして居り、従つて今後に残るべき悪影響を防止乃至緩和する方策の如き未だ多く之を考慮してゐないやうに考へられるけれども、爲政者はよろしく此際大局に目を着けねばならない、そうして冷靜に遠い將來を考へて適當な對策を講ずる責任があると私は確信するものである。

以上の理は最近追々に人々の注目する所となりつゝある。而して對策に付いて具體的な意見を發表した學者も一二之を見出すことが出来る。例へば大槻正男氏は經濟往來八月號に發表した「農村更生運動に於ける労働の問題」に於て、「労働時間の制限及び小兒竝に女子労働の制限」に依つて「生産的労働」の供給量を制限すると同時に、かくして發生する過剩労働

力を「消費的労働」に振り向くべきであると言ふ意見を述べ、之を全國的に具體化する手段を「立法によるべきか、規約による可きか、又は、講習、講話、女子家事講習會等に依る之に關する教育の普及、乃至は單なる勸奨による可きか」に付いては何等決定的の意見を示してゐないけれども、「尠くとも農林省經濟更生部及び各府縣の經濟部が、個々の農村經濟更生計劃の指導に當り、また補助申請に附せられる農村經濟更生計劃書の査定に當り、この點——即ち生産的労働の制限と消費的労働への振り向け(筆者註)——に關し慎重の考慮を拂ふべきである」と言ふ極めて手近な一の方策を示してゐる。

又最近「農業經濟研究」(第十一卷第四號)誌上で「本邦小作料の動向」を論じてゐる鞍田純氏は「大正末期以降社會情勢の變遷につれて小作人階級の社會的勢力關係には相對的に激變を生じ、趨勢的には小作料が低下の傾向に轉じた」にも拘らず、「この傾向は昭和六年を最後として、昭和七、八、九年と小作料は再び漸騰傾向を示してゐる」事實を指摘し、之が直に農村更生運動の結果であると斷定することは避けてゐるけれども、而かも「農村更生運動が現在進められてゐる方向は、暗々裏に、小作料を騰貴せしめる可能的條件を具備せしめつゝ

ある」ことを認めて、「小作条件の合理化・改善は生産力の増大、生産力並に所用品の賣買過程の合理化等に後れてはならぬ」と主張し、「小作条件の改善に對しては、過去に於ては、犠牲多き小作争議、消極的なる小作調停法の發動、小作官の活動等があり、將來の問題としては小作法の制定等が論ぜられてゐる」が、「之等に劣らず實質的效果ある方策として耕作農民が自主的に協力し、對地主關係を統制し組織化することを考へねばならぬ、そしてその具體的組織としては耕地管理組合或は共同借地組合等が再考察されるべきである」と言ふ意見を述べてゐる。

かくの如く更生運動より生ずべき悪影響を防止乃至緩和する手段は色々考へ得られるけれども、其中最も根本的にして且全般的なものは小作条件の合理化であると私は考へる。蓋し、我國に於ける農家總戸數中二割六分七厘は小作農、四割二分三厘は自作兼小作農であつて、小作条件の如何は實に全國農家中三分の二以上のものにとつて極めて重要な意義をもつ事柄であるのみならず、農村更生運動は一般的に耕地獲得の競争と小作料の騰貴とを惹き起す傾向をもつてゐる、而して最近に於ける小作争議の實情から推して考へると、今にして適當の

對策を講じなければ、此傾向が進むにつれて争議は益々悪化するばかりであると考へられるからである。

三

最近に於ける小作争議の實情を研究する者の誰れしも容易に氣付くことは、第一に争議件數が急激に増加しつゝあることであり、第二に「小作權關係又は小作地引上」を原因とする所謂土地返還争議が逐年激増しつゝあることである。

先づ第一に、争議件數を統計表に依つて觀察すると、昭和三年一八六六件、四年二四三四件、五年二四七八件と漸次増加の線を辿りつゝあつた争議は、更に六年三四一九件、七年三四一四件と激増し、次いで八年四〇〇〇件、九年五八二八件と飛躍的上昇を示し、本年に入つてからも九月までの件數既に四五六八件の多きを示してゐる。無論昨年及び本年の争議中には風水旱害等臨時の天災的事故に原因すと認むべきものが相當多い。農林省の統計に依ると、此種の争議件數昭和八年六四六件（總件數の一六・二%）なるに對し、九年一九四〇件（同

上三三・三%)、十年は九月までに一二八六件(同上二八・一%)の多數に昇つてゐる。従つて此種の争議件数を控除すれば、例へば八年と九年との間には約五百件の増加が認めらるゝに過ぎないけれども、ともかく争議件数が最近に於て逐年激増の傾向に在ることは明瞭な事實である。

次に、此等の争議の中「小作権關係又ハ小作地引上」に原因するものゝ數が近年を逐つて激増しつゝあることは最も憂慮に値する事柄であつて、大正十五年三一六件に過ぎなかつた此種の争議件数は昭和に入つてから漸次に増加して昭和五年一〇〇二件(總件數の四〇・四%)、六年一三〇七件(同上三八・二%)、七年一三二六件(同上四八・一%)の多數を示し、終に八年に至つて二千臺を突破して二二〇五件(同上五六・八%)となり、九年は更に二七〇四件(同上四六・四%)、十年は既に九月までに二四〇五件(同上五二・六%)と激増の趨勢を續けつゝある。此種の争議は一般に地主の土地返還請求に基いて發生するのであつて、其請求も以前は多く單に小作料納入を強要する手段として爲されたに過ぎなかつたのであるが、此頃では小作地賣却・抵當權實行等に因る地主の交代、自作經營、土地使用目的の變更等を理由として

地主の側から積極的に小作地の返還を要求する場合が多い。而して小作關係に關する現行法規が甚だ不備であるため小作人は此要求に對抗し得べき殆ど何等の法律的手段を有せず、其結果、争議は自然深刻化せざるを得ないのである。

かくの如く小作争議殊に悪性なる土地返還争議が逐年増加する主要の原因は農村不況の深刻化に存するのであつて、以前は主として小作人のみを苦しめた不況の波が漸次に高まつて中小地主までも捲き込むに至り、昭和五六年の農業恐慌に依つて一層此趨勢が激化されたことを物語るものに外ならない。此急迫した情勢に接して政府及び議會は急遽各種の農村救済策を講ずるに至り、農村更生運動も其方策の一として實行せらるゝに至つたものであるが、其際之に伴つて必然的に行はるべき小作法制定其他小作條件合理化の方策は全く行はれなかつたのである。

私は茲に輕々しく農村更生運動の實施と小作争議の深刻化との間に直接の因果關係ありとの結論を主張せんとするものではないけれども、更生運動には上述の通り必然に小作料を高騰せしむべき素地がある、従つて更生運動をして單に地主・債權者等を利するものたるのみ

ならず、小作農其他勞働農民までも含めて全農村に更生的効果を與へる爲めには、小作法制定其他の方法に依つて一日も速に小作條件の合理化を實現する必要あることを最も熱心に主張せんとするものである。現在のやうに小作人の地位を極度に不安定ならしめて置きながら、彼等をして更生せしめることがどうして出来るであらうか。成程更生運動の精神的效果に依つて一時的には彼等をして分配問題を忘れて農事に精勵せしめることが出来るかも知れない。しかし彼等の耕地に對する権利が確保されない限り、彼等の精勵を一般化し又永續化することの不可能なるは火を見るよりも明かである。少くとも彼等と地主との關係が爭議の如き不合理なる方法に依つてのみ解決され得るような現状を此儘にして置きながら農村の全體的更生を希つても事は全く不可能であると言はねばならない。

小作法の制定は現在では全國各地にあつて小作爭議の解決に努力しつゝある小作官及び小作調停關係者一同の例外なしに熱望する所である。現に去る七月三日乃至五日に開催された第九回地方小作官會議に於ても「現行法制上に於ては爭議の解決極めて困難なるを以て速に小作權の物權化等を目的とする小作法を制定すべし」と云ふことが出席小作官全部の意見で

あつた」と傳へられてゐる。尙同會議の席上山崎農林大臣も其訓示の一節に於て「地主小作人間ノ權利義務ノ範圍ヲ明確ニシ、法制ノ完備ヲ圖リ、以テ問題ノ解決ニ資セシムルコトハ、農村生活ノ安定上ニ緊要ノコトナリト思ハルノデアリマスガ、右法制ハ其ノ關係スル所廣汎ニシテ且重大ナルヲ以テ、目下折角考究中デアリマス」と述べて居り、戸田農務局長も亦指示要旨中に於て同様の趣旨を述べてゐる。吾々はかくして小作法制定の氣運が漸次に熟しつゝあることを認めつゝ、其實現の日の一日も速に到來せんことを希望して已まないものである。

四

現行の小作調停法は農村事情従つて小作爭議が一般に現在程急迫してゐなかつた時代の産物である。主として小作料の納付を強要する手段として土地返還請求が行はれてゐた時代などは、調停法を以てしても尙合理的に小作爭議を解決する途がある。之に反して今日のように土地返還爭議が深刻化するに連れて調停法が漸次に爭議解決の力を失ふに至るのは當然で

あつて、此際小作官其他が熱心に小作法の制定を要求するのは極めて自然である。

此際制定せらるべき小作法の内容も現在の情勢に従つて定められることを必要とする。此
前小作法制定の問題が審議された當時に比べると、全國農村の實情も明確に之を知り得るよ
うになつた。殊に多年に亙る小作調停の経験に依つて小作法制定の資料は十分に蒐集された。
今こそは新しき情勢の下に新しき資料に依つて新に小作法を調査審議し得べき可能性が熟し
たと言ふことが出来る。

此新しき小作法案中に規定せらるべき内容に付いては今茲に詳論することを避けるけれど
も、少くとも小作權の確立及び小作料の合理化を計るに適する規定を許けることは絶對的に
必要であり、又此前の法案のやうに各種の事柄を詳細且劃一的に法定せんとするよりは寧ろ
各地の實情に應じて事を具體的妥當に解決し得るやうな制度を設けることが此際最も必要で
あると私は考へる。又一方小作組合を公認すると同時に、之を基礎として小作委員會及び小
作協約の普及を計り、之に依つて小作條件を各地の事情に應じて具體的に調節合理化し得べ
き途を開くことも最も時宜に適した方策であつて、從來のように小作問題を飽くまでも個々

の地主と個々の小作人との個人的問題なりとする個人主義的の考を固執する限り、小作關係
に法的安定を與へる見込は永久にないと私は考へてゐる。

かくして小作人の地位を法律的に安定せしめ、地主小作人の問題を合理化且平和化し得る
時眞に農村を全體的に更生せしむるに足るべき一の基礎條件が與へられる。私は決して之を
唯一の更生方策なりと主張するものではない。しかし少くとも缺くべからざる基礎的方策の
一であることを信じて疑はないものである。(昭一一・一)

著作権は差押へ得るか

著作権は差押へ得るか

著作權は差押へ得るか。著作權者の債權者は債權の満足を得る爲めに著作權を差押へて競賣に附し得るか。此問題に關しては多くの國に於て二つの互に相反した考へ方が對立して存在する。既に問題が或程度まで立法的に解決されてゐる國に於てすら、考へ方の對立は依然として存続してゐる。そうしてそれが解釋論の上でそれ〴〵特異の働きを示してゐる。

元來著作權は人の精神的勞作の成果であるから、同時にそれが財産的價値をもち従つて財産權として取扱はるべき方面をもつてゐるとしても、之を純然たる財産權と全然同様に取扱ふ譯にゆかない。出版其他の方法によつて金錢に代へ得る方面だけを考へると確に財産權的性質をもつてゐる。しかし著作權の精神的作出物であり其人格の發露である方面を考へ合はせて見ると、縱令出版其他公表の後と雖も全然之を著作權其人と切り離して取扱ふ譯にゆかない。此財産的及び人格的なる二つの性質が併び存してゐる所に著作權の特質があり、其性質のいづれに重きを置くべきかについての見解が分れる所に學者の意見の對立が生まれるのである。

ドイツのギールケ (Otto Gierke) のように此權利の人格的方面の重要性を強調する學者は、之を一種の人格權 (Persönlichkeitsrecht) なりとする。従つて縱令著作權の意思を以てするもそれを「本體的」(seiner Substanz nach) に著作權から引き離して他人に讓渡することは出來ない、其讓渡の許されるのは僅に其「行使に於て」(der Ausübung nach) のみである。況んや著作權の意思によらずして著作權の人格的本體が著作權から引き離されることはあり得ない。著作權者自らの著作權行使から流出する財産權的諸權能は差押へることが出來ても、其人格的本體は之を差押へることが出來ないと言つてゐる。

之に反してコラー (Josef Kohler) は著作權を財産權的範疇に入れる爲めに「無體財産權」(Immaterialgaterrecht) なる概念を作出した。無論彼も亦同時に著作權に人格權若くは個人權的方面の存することを認め、従つて財産法的原理がそのまま無制限に適用されることは之を認めてゐないけれども、ギールケが著作權の本體を人格權なりとしてゐるのに對して、其本體を寧ろ財産權なりとする點に於て明かにギールケと對蹠的立場に立つものと言ふこと

が出来る。従つてコーラーによれば既に著作が出版其他公表された以上著作者の人格を離れて獨立の存在を取得するに至り、従つて債權者も自由に之を差押へ得るに至るのである。

尤もコーラー其他著作權の財産的方面を強調する學者も決して其人格權的方面を尊重することを忘れてはゐない。殊に明文上此人格權的方面について何等規定する所なきフランス著作權法の下に於てすら、學者が一般に著作權の内容として「道德的權利」(droit moral)の存在することを認め、之によつて財産法的原理の適用を調節緩和し、以て著作者の著作物に對する人格的利益を極力保護することに力めてゐることに注意する必要がある。此事は明文上専ら唯財産權的方面のみを規定してゐるに過ぎない吾著作權法の解釋についても同様に注意せらるべきであつて、此注意を怠る限り著作權差押の問題は勿論、著作權に關する一切の問題を適當に取扱ふことは出来ない。

二

かくの如く著作權の性質及び其差押問題に關しては互に對立する二つの見解が行はれてゐ

る。併し問題は要するに著作權の財産權的性質と人格權的性質との調和を如何にすべきかの點に存するのであつて、調和の方法についてこそ意見の鋭い對立があるものゝ、調和の必要を認めずして専ら一方の性質のみを強調する學者は存在しないのである。ギールケのように人格權的性質を強調する學者も、著作權が行使される過程に於て現はれる財産的流出物を差押へることは勿論之を認めてゐる。唯彼が否定してゐるのは著作權それ自身を本體的に著作者から引き離すことである。之を引き離すによつて著作物に對する著作者の人格的支配が根本的に破壊されることを彼は恐れてゐるのである。同様にコーラーの如く著作權の財産權的方面を強調する學者と雖も人格權的原理によつて財産法的原理の適用を緩和することを忘れてはゐない。著作は唯著作當時に於ける著作者の人格を表現するものに過ぎないから、絶対に之を著作者の全人格と分離すべからざるものと考へる必要がない、著作が完成し且公表された以上著作は其時に於て外物化する、従つて以後は主として財産法的原理の適用を受くべきが當然であり、唯著作者の人格的利益を保護するに必要な限度に於て人格權的原理による調節を認めれば足りる、と言ふのがコーラー等の考であつて、此處では自然前者に比して人

格權的保護の程度が低くなるのを免れないけれども、其保護の必要が全然無視されてゐる譯ではない。

茲に於て吾々は、著作権差押の問題に關して具體的に考へらるべき事柄は、要するに、第一には著作は如何なる状態に達した場合に初めて其差押を許しても差支ないことになるか、又第二には其際許さるべき差押の方法及び程度を如何にすべきかの二點に存することを見出す。債権者には要するに金錢的満足を與へれば足りる。金錢的満足を與へることは絶対に必要であるが、其必要を超えて著作者の人格的利益を犯すことを許すべき理由は絶対に存在しない。同時に又反對に如何に著作者の精神的創作物なりとは言へ、彼の人格的利益を保護するに必要な程度を超えてまで之を債権者に對する關係に於て保護する必要はない。要するに問題の要點はこの利益の調和に存するのであるから、具體的に如何なる方法をとれば最も良く調和の實を擧げることが出来るかを考へることが、當面の問題を解決する唯一の合理的な方法である。

先づ第一に、著作は如何なる状態に達した場合に差押を許し得べきものとなるか。之を許

しても著作者の人格的利益を甚しく害することがないか。コーラーは此問に答へて著作の公表が即ち其時點であると言つてゐる。而して我著作権法第十七條が「未ダ發行又ハ興行セザル著作物ノ原本及其ノ著作権ハ債権者ノ爲ニ差押ヲ受クルコトナシ、但シ著作権者ニ於テ承諾ヲ爲シタルトキハ此限ニ在ラズ」と規定してゐるのも畢竟同様の見解に基くものと解することが出来る。著作が如何に財産的價值を有するとしても、著作者自らが未だ其公表を欲せざる限り他より強制して之を公表せしむべきではない。債権者と雖も單に自己の財産的要求の満足を求める爲めに公表を強要することは出来ない。此處に著作者の人格權を保護する精神が現はれてゐるのである。

しかし未公表著作物の差押禁止は著作者の人格權保護の最小限度に過ぎない。著作権法第十七條が未公表著作物の差押を禁止する旨を規定してゐることから推して、既に公表された著作物は無條件に差押へ得べしと主張するのは誤りである。此所でも尙吾々は極力著作者の人格權保護の必要を顧慮する必要がある。著作権法第十七條は唯單に未公表著作物の差押を禁じてゐるに過ぎない。公表された以上は純粹の財産權と同様に無制限に差押へていゝとは

決して言つてゐないのである。例へば吾國著作權法の專門的研究者である榛村專一氏は「既に發行又は興行したる著作物の著作權は著作者（又はその權利承繼人）の意思如何に拘らず、強制執行の目的となり得る。即ち例へば著作者がその債務の辨濟を爲さざるときは、債權者は債務者たる著作者の承諾を俟たずしてその既に發行又は興行した著作物の著作權を差押へ、之を競賣に付し、債務の辨濟に充つることを得るのである。蓋し著作者が著作物を發行又は興行する以上は之を完成したものととして公にする意思を發表せるものに外ならないから、かかる著作物の著作權を差押へて競賣に付し、他人が著作權者となつた場合にその者をして更に繼續して發行又は興行せしむるも決して著作者の人格的利益を害するものと謂ふを得ないからである」（現代法學全集三二卷一七三頁）と言つてゐるけれども、著作者の著作物に對する人格的利益は果して氏の言ふ通り著作の公表によつて絶對的に終止するものであらうか。一度公表された後と雖も如何なる人によつて又如何なる方法様式によつて著作物が出版され又興行されるかは著作者の人格的利益と極めて密接な關係を有する事柄であつて、此必要を全部的に無視してまで債權者の財産的利益を保護せねばならない必要が果して何處に存するの

であらうか。債權者にとつては要するに唯著作物の財産的價値が問題であるに過ぎない。彼等に對しては唯著作物から生ずる金銭的なものを保障してやれば足りる。それ以上著作權そのものに對して直接干渉することを許す必要は毫も存在しない。一面に於て債權者の財産的欲求を保護しつゝ之と調和して著作者の人格的利益の保護を計ることを任務とする解釋學者は決して右第十七條の規定から生ずる形式的な反對解釋を以て満足すべきではない。

三

論者が主張するような結論は、著作者が無條件に著作權を他人に讓渡して仕舞つた場合について之を認めることが出来るであらう。何となれば此場合には著作者自らが著作物に對する人格的利益を一先づ全部的に抛棄したものと解釋することが出来るからである。

右と異なつて著作者が無條件に著作權を手放してゐない限り、彼に對する人格的利益の保護は一層高度なることを必要とする。無論著作物から得らるべき財産的なものはすべて之を債權者の手に委ねべきが當然であるから、著作者が正當の理由なく絶版して債權者の利益を害す

るようなことは素より之を認め難いけれども、其以外に於ては何人をして出版せしめ又如何なる方法乃至様式に於て出版せしめるかについて著作者の自由を保護する必要がある。何となれば債権者の財産的利益が保護される限り、それ以上彼等をして著作者の人格的利益に干渉せしめる必要は毫も存在しないからである。

更に出版者の立場をも考慮すると、著作者自らの債務の故を以て彼等が折角出版契約によつて得てゐる出版権的利益が著作権の競賣によつて犯されることは到底之を許し難い。出版者としては彼等が出版契約上著作者に支拂ふべきものを著作者の債権者に支拂ひさへすれば足りる。著作者の債務の故を以て濫りに出版権を奪はれることは到底彼等の堪へ得る所ではない。

此等のことを考へ合はせて見ると、著作権は著作の公表以後其差押を許し得るに至るとしても、普通の財産権と同じように無制限の差押を許すことは著作権の性質と到底相容れないものであることを信ぜざるを得ない。

著作者が其権利を無條件に譲渡してゐない限り、出版の方法乃至様式等については債権者の財産的利益を害せざる限度に於て著作者が依然として権利を有してゐるものと解せねばならない。而してかく解することが債権者の財産的利益を保護しつゝ、之と調和して、著作者の人格的利益を保護する唯一の方法である。

四

茲に於てか吾々は具體的に考慮せらるべき第二の點として先に記した問題を考へる必要がある。現行法の解釋として如何なる執行方法を許すことが最も著作権の性質に適してゐるか。如何なる執行方法が債権者にとつて必要且十分に於て、而かも著作者にとつて必要な人格的利益を保護するに適するか。此方法如何を考へることが著作権差押の問題を適當に解決するに必要な最後の鍵である。

人々は一般に動ともすると差押を許すことは即ち競賣を許すことを意味するものゝように考へ易いけれども、差押へた上如何なる方法によつて之を換價するかについては民事訴訟法自らが既に相當のゆとりを認めてゐる。従つて吾々は民事訴訟法の許す範囲内に於て最も著

作權の性質に適合した換價方法を見出すことに努力すべきであつて、競賣を唯一の換價方法と考へるが如きは甚しい誤りである。

現に著作權其他類似の權利に對する執行方法を規定するものと認むべき民事訴訟法第六百二十五條は裁判所が權利の性質に應じて「特別の處分」を命じ得ることを規定してゐる。其特別處分の方法として特に法律の例示するものは權利の管理命令及び讓渡命令であるが、其中著作權の性質に最も適合するものは管理命令である。管理命令を發する場合には管財人を任命して權利の管理を爲さしめ、其の収益を以て債權者に辨濟を爲さしめるのであるから、著作權は著作者の手を離れることがない。既に出版されてゐる場合に於ても出版契約上の諸關係は管理の爲めに破壊されることがない。そうして債權者は彼に必要な金銭的辨濟を受け得る譯であるから、此管理命令こそ最も著作權の性質に適合した執行方法であると言はねばならない。法律は勿論別に讓渡命令を發し得べきことを規定してゐるけれども、此執行方法は例へば著作者によつて既に無條件に讓渡された著作權に對して強制執行を行ふような場合にのみ許さるべきであつて、著作者自らが尙著作權を保有してゐる場合に許さるべきもので

はない。裁判所は執行の目的たる著作權が現に如何なる状態にあるかを考へて債權者にとつても必要であり著作者の人格的保護にも最も適合する處分を爲すべきである。具體的の事情を斟酌して最も著作權の性質に適合した執行方法を擇ぶべき自由と責任とが裁判所にあるのであるから、裁判所が十分に善處しさへすれば、債權者の財産的要求と著作者の人格的利益とを適當に調和することは決して不可能ではない。(昭八・八)

社
會
時
評

社
會
時
評

一 天災と救護

大正十二年の大震災直後、學生と一所に大學構内や上野公園、小石川植物園などに收容されてゐた罹災者の爲めに救護事業の一端を引き受けて働いてゐた當時のことである。吾々も諸方面からの救恤品を受取つて罹災者に配給する仕事をしてゐたが、其際吾々が最も遺憾に思つたことは、かくして毎日救恤品の配給を受けてゐる罹災者が段々乞食根性に陥つてゆくように思はれてならないことであつた。最初の内は僅かな物を貰つても心から感謝してゐた彼等、僅かな物を貰ふのも何となく氣恥かしそうにしてゐた彼等が、日を経るにつれて段々物を貰ふのが當然でもあるかのような顔をするようになる。窮乏は依然として同様であるにも拘らず、段々と救恤に對する感謝の念が薄らいでゆく。一面甚だ欲張るにも拘らず、感謝することを忘れて「何だ、こんなものをくれやがつて」と言ふような顔をするのを見ることさへ決して稀れではなかつた。

所が一日吾々の救護事務所に、多年東京市の特殊小學校に於て、貧困兒童の教育に従事して居られた吉田圭氏が來られた。

色々お話をしてゐる内に、談偶々右の實情に及ぶと、吉田さんは多年の經驗から次のようなことを教へてくれた。

「人に物をやるのは六かしいものですよ、私は貧困兒童教育の必要上どうしても父兄を呼んで物をやらなければならぬような場合が時々あるが、其際最も大事なことは物を上げるについての言葉や態度で、出来ればのし水引をつけて上げるやうにしなければいけない、それでないと折角の恩恵も好意も反つて相手の乞食根性を助長する役にしか立たないことになります。」

此話を私と一所に聽いてゐた學生等が非常に感激したのは言ふまでもありません。自分等の仕事は唯機械的に物を配給することではない、配給の態度よろしきを得ない爲めに一人でも餘計吾々の同胞を乞食根性に陥れてはならない、それが不言不語の裡に學生一同の信念となつた。其結果、其翌日から彼等の罹災者に對する態度が一變したのは勿論、彼等は終に當

時上野公園で各種の救恤團體が行つてゐた——例へば自動車の上から物をなげてやるような——救恤品分配の方法を不當なりとし、各方面に交渉した結果、救恤品の直接交付を禁止し、これを一應すべて學生等の手に集めた上合理的な方法で分配するようなことまでやるようになった。

「誠に失禮ですが、こう言ふ物が参りましたから、差上げます」。

こんな調子の言葉で配給に力めた學生の骨折が、罹災者一般に依つて如何に感謝されたかを、私は今も想ひ出して感激の情に堪へない。

先日新聞紙を見ると、高橋老藏相が議會の質問に對する答辯として「成程救済も必要であらうが、それが爲め人々の間に、依頼心を起させるやうなことは最も慎まねばならない」と言ふような趣旨を述べられたと言ふ記事が出てゐる。此種の言葉は、個人主義的自由主義の勃興時代に育ち、そうして其世の中で成功した今の老人は誰しも言ふことで、敢て珍しいことでもないが、ふと震災當時の體驗を想起した私は此言葉の内に言ひ知れぬ味を覺えた。早害・水害・風害・冷害等々天災交々至つて多數の同胞を極度の困窮に陥れつゝある今日、一

面救済の必要を痛感する私は、同時に「人に物をやるのは六かしいものですよ」と言はれた吉田氏の言葉を想ひ起して、現在各方面の手に依つて行はれつゝある救済事業の實施情況がどうであらうかと言ふ點に付いて多少の危惧を感ずるものである。

同じ救護事務所に於ける出來事である。毎日忙しい仕事に没頭してゐた吾々の間に何時の間にか誰が言ひ出したともなく無感謝同盟とも言ふべきものが成り立つた。

お互のこうした仕事は此際人間として爲すべき當然の仕事なのだ。怪俄をすれば血が自然に流れ出して来て、其傷口をふさいでくれると同じように、吾々の同胞が不慮の災厄に遭つて苦んでゐる以上、餘力のある吾々が其人々の爲めに奉仕するのは當然であつて、特に感謝せらるべき何物もない、だから吾々はお互に朝夕の挨拶としての「御苦勞様」と言ふ言葉をさへ言ひ合ふまい、と誰れ言ふともなしに一種の盟約が吾々の間に成り立つた。

頃日私は東北地方の冷害救済の爲め、諸學校の生徒諸君が聲をからして街頭に立ち働いてゐるのを見て、心からなる感謝をそれ等若人に捧げると同時に、ふと吾々の間に嘗て成り立つた盟約のことを思ひ起して、人の爲めに働くことは勿論いゝことであるが、其間世話をす

る人々が餘程氣をつけないと、最善事の爲めに奉仕することが反つて奉仕者それ自身の徳性を害することがあり得ると言ふ感想のわき出して來るのを禁ずることが出來なかつた。

此頃は制度より人を重んずる風が流れてゐる。政治關係の事柄にしても、近頃は一般にとかく法治の現在を輕んじて禮治徳治の昔を禮讚する聲が聞かれる。

私は必ずしも此傾向を絶對に不可なりと、するものではない。否反つて或意味に於て甚だ喜ばしい一の現象であるとかへ考へてゐる。制度は要するに死物、制度を整備しさへすればそれを運用する人間はロボットでも事が足りると考へるような極端な法治主義が現實の制度として無意味なことは百も承知してゐる。さればこそ私は平素法律解釋の態度としても一面法治主義の要請を尊重しながらも、他面大に其所に働く法律解釋者乃至裁判官の人格的價値の著大なる所以を主張してゐるのである。

しかしながら、人は要するに人である。一人の爲し得る仕事には限度がある。素より一人の爲した仕事の道德的價値が無限に普及する事のあり得る事は私も亦之を認める。併し、禮治徳治で事が足りてゐたのは要するに昔の小さい國の事である。國が大きくなり、多衆を相

手として多數の出來事を過不及なく公平に取扱ふ必要に迫られる以上、法治の必要は必然的であつて、さればこそ近代的の中央集權的大國家が發達するにつれて法治的制度が段々に重要性を増したのである。

此故に、現に進行しつゝある各種災害の救濟事業にしても、之が實施に當る當局者に其人を得なければ、到底満足に其目的を達しないのは言ふまでもないが、政治の局に當る人々としては徒に人のみ頼りにして制度を整備することを忘れてはならない。科學が一人の名人のみが爲し得た仕事を科學的に誰にも出來るようにすることを目標としてゐると同じように、政治は一人の爲し得たことをすべて他の人々に依つても亦爲し得るように制度を整備することを目標として組み立てられねばならない。

吾々も亦今日岩手縣知事石黒英彦氏の英斷を禮讚する點に於て敢て人後に落つるものではないけれども、政治家に對しては一石黒知事の爲し得たことを他の地方長官も同様に爲し得るような行政組織を整備することを要求せざるを得ない。石黒知事今回の英斷を禮讚すればする程、此石黒知事がなくとも同じことが他の何人の手でも實現され得るような行政組織の

完備されることを私は心より希望してやまない。

此意味に於て私は今回皇室の御仁慈によつて東北諸地方に郷倉の普及されることを心より喜ぶ。郷倉の特色は普遍的であると同時に、臨機簡易に救済の目的を達し得る點にある。言はず公益質屋に類する小規模の自助的救済施設に外ならないけれども、其働きが急速且自働的であることは吾々の最も注目すべき事柄である。

今年のように各種の天災が交々發生すると、其都度臨時の救済事業に依つて之が救済を企て、到底合理的救済の目的を達し得ないことを吾々は痛感する。關東大震災の經驗から考へても臨機の救済は一面に於てとかく後れ勝ちであつて其最も必要とせらるゝ時機に必要な救急の目的を達するに適しない缺點あるのみならず、他面に於ては幾多の無駄を生じ易い缺點をもつてゐる。最も救助を必要とする時機には必要な救助が與へられないにも拘らず、後には反つて寄附金の處分に苦心すると言ふような如何にも馬鹿らしいことが生じ易いのである。

此故に私は、一面今日救恤事業の爲めに狂奔して居られる各方面の方々に對して心よりす

る感謝を捧けると同時に、政治家に對しては救急制度の恒常化を要求したい。震災・水害・風害・旱害・冷害、更に將來を想像して見れば空襲害等々豫想せらるゝ各種の災害に對して必要な場合臨機急速に救済を興へ得る制度を常備する必要な緊急なることを痛感する。

今假りに恒常的な救済基金制度を設け得るとすれば、一面必要な場合に臨機即時に救急的救済を發動せしめることが出来るであらうし、他面救急の必要が緩和された場合には資金を無駄に消費せずして次の災害の爲めに之を蓄積することが出来る。各種災害の頻發する我國にとつてはかくの如き救急基金制度が最も必要なのであつて、私は爲政者が此點に思ひを致さんことを希望してやまない。

第二豫備金既に救急の目的に適しない。況んや臨時議會の如き救急の目的には全然不適當である。私は爲政者が必要な場合直に發動して救急の作用を果たし得べき基金を常備すると同時に、常時其臨機的發動を迅速且合理的ならしむべき人的施設を整備し置くべき事を要求して已まないものである。(昭一〇・一)

二 母子扶助法

母子扶助法制定の請願が貴衆兩院に依つて採擇され、社會局亦其立案を急ぎつゝありとの報を得たことは近頃此上なき欣快事である。私は、一日も速かに此制度の實現されることを希望してやまない。凡そ手足まといになる幼児を擁しながら夫に先立たれ若くは夫に捨てられた婦人位氣の毒なものはあるまい。彼女等も一人身であれば、尙自ら働いて自らの生を保つことが出来る。然るに彼女等は幼児をかゝへてゐる爲めに働くことが出来ない。若しも完全な托兒所制度があれば彼女等も尙必ずしも窮地に陥ることはない。然るに現在では、托兒所それ自身が一般に普及してゐないのみならず、眞に最も必要とせらるる乳幼児を預り得る托兒所は殆ど皆無である。かくの如き状態の下に於て、乳幼児をかゝへた母は、働かうにも働くことが出来ず、結局は母子共々餓死するの外ないような最も氣の毒な境遇にある。此憐むべき境遇から彼女等を救ふ唯一の手段は母子扶助法の制定であつて、私は此度の請願採擇

を機會に社會局當局者が一日も速に成案を得て法律制定の實現を計らんことを希望してやまない。

唯此際考へねばならないことは、形式上如何に完全な法律が制定されても、其實施に必要な財源を得ることが出来なければ、法律制定の努力も結局徒事に終らざるを得ないと言ふことである。

我國從來の租稅制度に於ては、個々の歳入と個々の歳出との間に直接の關係をつける制度をとつてゐないけれども、母子扶助法の如き法律を制定實施するについては此種制度の精神を多少とも採用することが實際上大に意味があるのではあるまいか。蓋し人として見孫の幸福を希ふのは其本能である。相続制度の根本も亦此處に存するものと考へざるを得ない。果して然らば、相続上見孫に生活を保障するに必要な限度を超えて餘裕が見出される場合に付いては、相続稅・相続權の制限等の諸制度に依つて、遺産の一部を國庫に收納し、これに依つて見孫の爲め最小限度の生活を與ふべくして而かも貧困の爲め之を與へ得ない母の爲めに必要な養育費を供與し得べき制度を作ること、社會的に見て最も必要な事柄であると

考へざるを得なし。(昭一〇・一)

三 競技會と入場料

高等學校々長會議が有料競技會に生徒の出場参加することを禁止する旨の決議を爲したと位近頃滑稽なことはあるまい。校長さん方は現在のスポーツ界の實情を全く知らない。入場料を徴せざるが爲め唯漠然と集まつて来る觀衆に比べて相當高い入場料を拂つても來てくれる觀衆がスポーツ的に見て如何に歓迎に値すべき人々であるかを校長さん方は知らないのである。校長さん方は、入場料を拂つて來る觀衆はすべて選手等を藝人扱ひにするものだと誤解してゐるらしい。所が實情は全くそれと正反對である。

凡そ世の中に無償と言ふこと位人々を無責任ならしめるものはない。例へば實費診察制度に比べて無料救療制度が如何に弊害が多いかは、多少此方面に關係ある人々の廣く知つてゐる事柄である。同じように無料の競技會より有料の競技會の方が眞に張り合ひのある觀衆を集めることが出来るのであつて、有料なるが故に競技會が俗化され、無料なれば淨化される

であらうと考へるが如きは、最も實情に通ぜざる迂説なりと言はねばならない。

若しも入場料が多少とも選手の収入になるようなことであれば、無論それはアマチュア・スポーツの立場から極力排斥されねばならない。けれども、競技會主催の團體が、或は競技會開催の費用に充てる爲め、若くは入場者の整理を計る目的を以て、必要なる入場料を徴収する競技會を非アマチュア的なりとして排斥すべき理由は毫も存在しない。

最も正しい意味に於ける入場料は、競技會觀覽の對價ではなくして、競技會の成立を可能ならしめる爲めの寄附であり喜捨である。而して平素アマチュア・スポーツの向上を目指して戦つてゐる吾々は日常入場料をしてかくの如き意味のものたらしめるよう極力努力してゐるのである。高等學校の校長諸君は此實情を知らずして、入場料をとる競技會は即ち興行に外ならないと言ふような手前勝手な獨斷に捉はれてゐるのである。

一體我國には何とかして只で競技會を見たがる「顔」が多過ぎる。少しでも金を出して競技會の遂行を助けてやらうと言ふ氣持にならず、少しでも役徳をしようと思へるようなケチな人間が澤山ゐるのだ。そうして彼等に其役徳を許さない競技會のすべてを興行視するのだ。

私はどうか諸君がそうした低級な「顔」の一人でないようにと心から祈つてやまない。(昭

四 帝人事件と司法権の威信

帝人事件に關して一二の議員が司法當局者に加へてゐる非難を要約すると、同事件は元々根も葉もない事柄である、それを檢事が或種の政治的動機から無理に事件にこしらへ上げ、それが爲め拷問其他人權蹂躪的手段をとつて自白を強要したと言ふに在る。若しも此非難が正當であるとすれば、司法権の權威の爲め由々しき大事であると同時に、又若しも此非難が當を得てゐないとすれば、故なく司法権の威信を傷けたものとして非難者の責任極めて重大なるものありと言はねばならない。此故に、新聞紙が傳へてゐるように、若しも今度の議會でも同事件が問題になるようであれば、十分に事件の真相を究明して現在國民一般が抱いてゐる疑惑を一掃するよう、議員も司法當局者も努力して欲しい。さもないと折角司法権の威信の爲めに爲された發言が反つて其威信を傷け、辯解が反つて愈々疑惑を深めるような結果になる。此意味に於て本事件に關する質問應答は最も慎重なるを要すると自分は考へてゐる。

元來司法権が民衆の間に十分の威信を保持することは法治制度の運用上必要缺くべからざる大切な事柄であつて、國民はすべて協力して其威信の保持に力めねばならない。無論司法機關自らが自己の威信を保持する爲め其行動を慎まねばならないのは言ふまでもないが、國民一般も其威信保持に協力せねばならない。若しも司法機關の行動にして不法乃至不當なるものあらば、人々の之を非難して將來に向つて其態度の是正を要求する素より差支ないけれども、此際非難の爲め無用に司法権の威信を害することがないよう十分の注意を加へる必要がある。

司法機關は他の一般行政機關と異なつて半神的性質をもたねばならないものである。さればこそ憲法も「司法権ハ天皇ノ名ニ於テ法律ニ依リ裁判所之ヲ行フ」と規定してゐるのである。卑近な例をとれば、司法機關は運動競技に於ける審判者のようなものである。審判者も人間である以上、色々間違ひもするであらう。無論審判者自らは極力間違ひがないよう注意精進せねばならないが、實際上絶対に間違ひを避けることは不可能である。少しでも間違ひがあると、競技者觀衆等がそれを非難して審判者を罵倒するようなことがあつては、競技は

到底圓滿に行はれ難い。少し位間違ひはあつてもそれを恕して審判者は神聖なものとして置かなければ競技は成り立たない。これは競技を知る人々のすべてが知つてゐる常識である。同じように、司法機關は神聖でなければならぬ。無論人間をして其職をとらしめる以上、多少の間違ひは免れ得ないけれども、それでも司法機關は神聖なものとして人々お互が立ててゆかなければ、法治的平和を保障し得ないのだと自分は思ふ。如何に法治國だと言つても、法律が自働的に作用する筈はない。法律を運用するものは結局人間である。其人間を假りに神聖なものとして其裁判に服することが法治國に於ける人民一般の國民道徳であると自分は思ふ。

現在議會で問題にされてゐるのは、狹義の司法機關としての裁判所の行動ではない。問題になつてゐるのは検事の行動である。しかし検事も司法權の運用を分擔するものとして廣義の司法機關である。萬一検事の行動が公正を缺くようなことがあれば、司法權の威信は阻害される。だから検事の行動を批評するに付いても人々は十分慎重な態度をとる必要がある。假りにも無用乃至不當の非難を加へて、民衆の検事に對する信頼を不當に傷けるようなこと

があつてはならない。検事の行動を批評するのは差支ない。しかしそれに付いては飽くまでも慎重な注意を加へて欲しい。さもないと司法權の威信の爲めにする發言が反つて司法權の威信を害する結果になる。帝人事件を問題にしようとする議員諸君も十分此等を考へて欲しい。

司法機關が神聖でなければならぬと言ふことは、其無責任を意味するものではないこと素より言ふを俟たない。神聖であればある程、司法機關自らとしては極力自重して其威信を擁護する責任がある。かりそめにも人々から疑ひをかけられるような行動は極力自發的に之を慎しまねばならない。臨時議會に於ける議員の發言によると、検事は或種の政治的動機から無理に事件を作り出し、それが爲め人權蹂躪的行動までも敢てしたと非難されてゐるのであるが、若しも多少ともそう言ふ行動が實際にあつたとすれば、議員が之を非難攻撃するのは當然であつて、検事自ら大に反省せねばならないものがあるのは勿論、監督機關としての司法大臣も亦それに付いて大に責任を感じて然るべきである。

此故に、司法大臣は今度の議會を機會として現に司法機關の上に覆ひかゝつてゐる疑惑の

雲を一掃するよう極力努力しなければならぬ。とにかく現在では國民一般が何となく疑惑を抱いてゐるのである。そうして此疑惑こそ司法權の威信を害する最大原因である。此故に司法大臣は質問に對して率直に事實のすべてを開陳せねばならぬ。自己の責任を回避する爲め多少とも事實を隠匿するようなことがあつてはならない。一度疑ひをかけられた以上萬事をありのままに開示するのが其疑ひを解く最善の方法である。不幸にして非難に相當するが如き事實が多少ともあつたとするならば、それをありのままに開示してこそ人々の今後に對する信頼をつなぐことが出来る。それを生中隠したりすると、反つて人々の疑惑が深くなるだけである。人權蹂躪の問題にしても、それが果して人權蹂躪として非難せらるべきものなりや否やは人々の判断に委せて、ともかくあつたゞけの事實はありのままに開示するがよい。そうしてかくすることが、檢事の執務上必要であると考へるならば、率直に其然る所以を述べるがよい。さもないと、人々の疑惑は反つて深まるばかりである。

拷問問題に關して此際司法當局者の特に慎重考慮して欲しいことは、如何なる原因によるかは知らないけれども、拷問は何も今度の事件に限らず廣く一般に行はれてゐる、と言ふ極

めていまはしい浮説が廣く巷間に行はれてゐる事實である。吾々は此浮説を信じ度くない。しかし浮説が現に廣く行はれてゐる事實だけは之を否定し得ない。そうして司法當局者が今度の機會に於て此浮説を一掃せんことを希望してやまないのである。

假りに今度の事件に付いてだけは何とか辯明が付いて質問議員が満足をしたとしても、浮説が一般的に取り除かれない限り司法權の威信は恢復しない。司法大臣は此際よろしく檢察當局者の事件取調上一般的に執つてゐる手段をすべてありのままに開示すべきである。人の自由を拘束して取調を行ふ以上、檢事の側から見れば當然と思はれる事柄も、取調を受ける側から見ればとかく拷問的に思はれ易いのは當然であるから、現在拷問と言はれてゐる事柄も、説明を聞いて見れば當然事として一般の諒解を得ることが出来るかも知れない。ともかく司法當局者としては此際徒に態面に捉はれて事實を糊塗することなく、すべてをありのままに開示し且説明して、現に民衆の間に行はれてゐる浮説を根本的に除去することが最も大切である、と自分は思ふ。

尙自分は、此際議會に於て行はるべき質問應答が單に過去を非難し過去を陳辯することに

終はらないよう希望して置きたい。檢察機關が今回の如き疑ひをかけられる原因は色々あるであらうが、制度の不備も亦其一因として大に考慮せらるべき價值があるのであつて、議員も司法當局者も此機會に於て寧ろ積極的に檢察制度の改善を考究して欲しい、と思ふ。

檢察機關の獨立は從來屢々人々の口にした所であるが、現在の狀況から考へると、檢察機關を政黨の勢力から獨立せしめる必要は最早餘り多く感ぜられないのであつて、却つて獨立の檢察機關が、政治的統制を紊るが如き行動をとることが心配されるのである。獨立もよろしいが、政治的に無責任なものに獨立を許す譯にはゆかない。無論現在でも檢察機關の行動に對しては司法大臣が責任をとることになつてゐるけれども、自分の考では更に一步を進めて檢事總長自らを臺閣に列せしめ、檢事總長自らをして直接政治的責任を負はしめるようにする必要があるのであると思ふ。現行制度を擁護する人々は現在のよう司法大臣が制度上檢事を監督しつゝ、一般政治機關と檢察機關との間に介在し、之に依つて檢察機關の自由を適度に保障してゐる所に妙味があると言ふけれども、自分の考では此中途半端の制度が悪いのだと思ふ。檢察機關は全然之を獨立せしめると同時に、檢事總長をして直接政治的責任をとら

せるようにすれば、一面檢察機關を政黨其他政治的勢力の不當な壓迫から救ふことが出来ると同時に、他面其行動を政治的統制の下に置くことが出来るのだと思ふ。現在のように、司法大臣が中間に介在してゐることは妙味ではなくして反つて禍根である。それよりは檢察機關をして獨立にして而かも自ら政治的責任を負ふものたらしめることが、檢察制度の威信を保持するに付き最も適切である、と自分は考へてゐる。(昭一〇・二)

五 飲酒道徳

正月の感想として酒のことを少し言ひたい。自分も酒を飲むし又従つて時には酔ひもする。だから酒飲みを批評する資格は無論、自分にはない。第一自分が酒を飲むにしても、別に善いことだと思つて飲んでゐる譯でもなければ、又特に悪いと思ひながら良心をとがめつゝ飲んでゐる譯でもない。唯時に飲み過ぎて腹でも壊すと、馬鹿なことをしたと多少後悔らしい氣持になる位のものである。飲まずに済めば何よりも結構だが、飲んでも別に悪いことはない、と言ふのが、自分の飲酒に關する考である。

しかし、酒を飲むことゝ酒に酔ふことゝは別事である。酒を飲んで差支へないから、如何に酔つても差支ないと言ふ法はない。こう言ふと、或は酒を飲めば酔ふにきまつてゐる、酒を飲むのはいゝが酔つてはならぬ、と言ふのは矛盾だと言ふ人があるかも知れない。しかし飲酒は個人的のことであるが、其結果たる酔は屢々他人と關係をもつ事柄である。他人と關

係をもつ以上、其所には必ず作法がなければならぬ。其作法を守らないと世間が迷惑する。だから、其作法を守れる程度に飲むことが飲酒に付いての人間一人前のたしなみだと自分は考へてゐる。

酔の作法を内容的に言ふと色々あるが、其中最も重要なものは酔は成るべく之をかくせと言ふことだと思ふ。飲酒は公なるも可なり、酔は公にすべからず。飲酒は公然人前でも何等差支へないが、酔は成るべくかくすべきが作法だと自分は思ふ。酒を公に飲んでいゝ以上公に酔拂つても差支ない、など言ふのは、公に物を食つてもいゝから——其生理的結果として——糞を公にしても差支ないと言ふのと似た論法で、それでは世間に通用しない。殊に市井無頼の徒ならば格別、世間的に相當の地位にある人々は成るべく酔を祕かにすべきが大事な作法で、立派な紳士が酔餘列車の中で狂態を演ずるが如きは言語道斷である、と自分は思ふ。

自分が今更茲にこうした道學者めいたことを言ふのは、今度の内閣になつてからどう言ふものか岡田首相其他高官者の酒を飲む話が屢々新聞のゴシップ欄を賑はすからである。自分

は首相だから酒を飲んでならぬなど下らぬ野暮を言ふのではない。首相も酒を好む以上大に飲むがいゝ。しかし、酔拂ふのだけは慎んで欲しいと思ふ。首相が實際どれだけ飲むのか、又果してどの程度に酔ふのか、其實際を自分は知らない。しかし、先日臨時議會當時例の爆弾動議事件が無事に片付いた翌朝の新聞紙に出てゐたような寫眞は首相として決してとらせはならないものだと思ふ。壽司の大皿を前にして右手にコップ左手にビール壺を捧げて顔は酔の爲め怪しくもゆがんでゐる。あの醜い寫眞を見て不愉快を感じた人は恐らく自分一人ではあるまい。正直の所自分は何だか自分の顔に唾を吐き掛けられたような氣持がした。

無論あれを寫しあれを紙面に掲げたのは記者の仕業で、首相の直接關知する所ではないに違ひないが、あんな寫眞をとられるような飲み方酔ひ方をする事それ自身が首相として大に作法に缺くる所があるのだと思ふ。

無論記者がよろしくない。如何にゴシップ的興味をねらうとしても、あの程度にまで及ぶことは記者として正に遠慮すべきであると自分は思ふ。嘗て若槻首相が着流しで弓をひいて

ゐる寫眞が新聞紙に出て、弓術家の間に物議を醸したことがあるが、あれも確か首相が密に稽古してゐる所を記者が勝手に寫したものだと言ふ話であつたが、今度の酔態寫眞に比べるとあれなどは罪の軽い方だと思ふ。今度のは第一子供の教育上甚だ有害である。極言すると、あれは國恥だと自分は思ふ。(昭一〇・二)

六 地方官の大更迭

後藤内相の手で断行された今度の地方官更迭は諸方面から色々な意味で批評されてゐる。所謂身分保障制度が出来てから此方久しく大規模な人事異動が行はれなかつた。今度の更迭が特に目についたのは主としてこれが爲めである。此更迭に付いては、殊に所謂四十一年組に對して一齊に勇退を求めたと言ふような點に付いて、色々批評を加へる人があるが詳しく實情に通じてゐない自分にはそれ等の批評の是非を論ずる資格もなければ、又それを論ずる氣もない。何と言つても久しく人事異動を行はないと、とかく人々の氣持が沈滞し易い。其沈滞氣分を一掃して意氣發刺たる活動を下僚に望まうとする所に後藤内相の意圖があつただと自分は極く善意に考へてゐる。

しかし何と言つても、所謂四十一年組の一齊勇退は問題である。内相がどう言ふ積りで勇退を勧誘し又知事諸公がどう言ふ理由で快諾を與へたか、外部の吾々には全く知る由もないが、何分にも四十一年組と言へば大體年齢は五十二三歳、普通の世間では、特に個人的短所をもつものを除けば、まだ立派な働き盛りである。それが七八人も一齊に辭職勧告を受けたのだから、世間が騒ぐのは當然、自分にも其理由がよく呑み込めないのである。五十年前後になると、平素ふしだらな生活をしたり修養を怠つてゐた人間が急に肉體的乃至智能的衰弱に陥る傾向のあることは吾々も知つてゐる。しかし今度辭職勧告を受けた知事諸公がすべてそうした衰弱状態に陥つてゐたとはどうも常識的には考へることが出来ない。そうだとすれば、内相としてもやはり個々の能力を考査して取捨撰擇を爲すべきが當然であつて、若しも個人的に知り過ぎてゐるそれ等の人々に付いて個々の取捨撰擇をすることが如何にもまづいと言ふような情實的な考であつたことが爲されたのであるとすれば、それこそ甚だよろしくないと思ふ。たとへ同期生であらうとも有能益々之を重用し無能用捨なく之を却ける位の勇氣と見識とがなければいけないのだと思ふ。

内相があつたことをやつた動機、又四十一年組諸公が内相の勧告に快諾を與へた理由は、恐らく内務行政から沈滞氣分を一掃しようとする點にあつたのだと考へるけれども、こうし